

笠間市第2次総合計画
〔平成29年度－平成38年度〕
骨子(案)

平成28年11月
笠間市

笠間市第2次総合計画〔目次〕

第1部 総論

第1回審議会でご審議、ご確認をいただいた項目

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨及び位置付け	1
第2節 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画の特徴	1
第3節 計画の構造・期間及び計画体系	2
1 計画の構造	2
2 計画の期間	2
3 行政計画体系（総合計画・個別計画・笠間市創生総合戦略）	3
第4節 計画の推進体制	3
第5節 計画の進行管理	3

第2回審議会及び第2回審議会終了後、再度ご意見をいただいた項目

第2章 本市の概況及びまちづくりのあゆみ

第1節 本市の概況	4
1 位置・地勢	4
2 道路・交通	4
3 沿革	5
第2節 まちづくりのあゆみ	5

第3章 計画策定の背景

第1節 社会情勢	6
1 人口減少・少子・高齢化時代の本格化	6
2 価値観の変化とライフスタイルの多様化	6
3 地球環境問題の顕在化と循環型社会	6
4 安全・安心意識の高まり	6
5 グローバル社会の進展	7
6 情報通信技術の革新と高度情報化の進展	7
第2節 本市の現状と課題	
1 人口の推移及び将来人口予測	8
2 地域産業の動向	9
3 財政状況	11
4 市民意識の動向	14
5 まちづくりの主な課題	18
①都市基盤・生活環境に関する課題	18
②教育・文化に関する課題	19
③健康・福祉に関する課題	20
④産業に関する課題	21
⑤自治・協働に関する課題	22

本日の審議会でご主に、ご審議いただく項目
※なお、「まちづくりの基本方針」については、第2回審議会にてご審議いただいた項目となります。

第2部 将来ビジョン(基本構想)

序章 まちづくりの基本方針

第1章 将来像（本市の目指す将来像）	24
第2章 土地利用構想（将来像実現に向けた本市の土地利用の方針）	25
第3章 施策の大綱（将来像実現に向けた政策・施策体系及び政策方針）	34

第3部 施策アクションプラン(基本計画)

序章 施策アクションプラン(基本計画)の構成と期間

- 第1節 計画(プラン)の構成
- 第2節 計画(プラン)の期間
- 第3節 計画(プラン)の体系

第1章〔都市基盤〕

第2章〔産業〕

第3章〔健康・福祉〕

第4章〔生活環境〕

第5章〔教育・文化〕

第6章〔地域づくり〕

第7章〔自治体運営〕

第4部 付属資料(巻末資料)

- 1 策定のあゆみ
 - ①策定体制
 - ②笠間市基本構想の議決に関する条例
 - ③笠間市総合計画審議会条例
 - ④笠間市総合計画審議会委員名簿
 - ⑤諮問・答申
 - ⑥笠間市総合計画及び開発計画策定委員会規程
 - ⑦笠間市総合計画策定委員会委員
 - ⑧笠間市総合計画策定委員会 専門部会
 - ⑨笠間市第2次総合計画策定経過
 - ⑩市民参加の経過
- 2 指標一覧
- 3 都市宣言
- 4 用語解説

第1部 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨及び位置付け

本市では、合併後平成19年3月に「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像とした「笠間市第1次総合計画」を策定し、その実現に向けて、様々な取り組みを展開してきました。

この間、人口減少・少子高齢化の一層の進行や、環境問題の顕在化、高度情報化社会の進展、安全・安心に関する意識の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢は、刻々と変化しています。

このような中で、将来にわたり、成長・発展・持続し続ける笠間市を創るためには、長期的な展望のもと、市民と行政が共有する将来像を定めるとともに、その実現に向けて、計画的かつ総合的なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市における最上位計画として、10年後の笠間市のあるべき姿を描いた将来ビジョンと、その実現に向けた分野別の行政運営の方針や目標を示すアクションプランとで構成する「笠間市第2次総合計画」を策定するものです。

第2節 計画策定の基本的な考え方

1 計画の特徴

○機動性と柔軟性の高い計画

本市の最上位計画として、長期的な視点をもちながらも、自治体を取り巻く社会経済環境の変化への適切な対応や、毎年の施政方針を着実に計画に反映させていくため、計画の階層に応じた適正な計画期間を設定することとし、特に実行階層については、必要に応じて見直しが行えるようにするなど機動性と柔軟性が高い計画とします。

○実現性と信頼性の高い計画

第2次総合計画の重点プロジェクトとなる笠間市総合戦略に基づく事業やアクションプランに基づく主要な事業などについて、計画期間内での予算措置の見通しや財政計画などをあわせて整理することで、計画事業の実現性や信頼性を高めます。

○統一性と整合性が確保された計画

行政計画体系について、総合計画と個別計画の位置付けや各々の役割、関係性を明確にし、計画の二重性や重複を失くし、計画行政の統一性と整合性を確保していきます。

○運用性の高い計画

計画の運用について、PDCAサイクルを確立し、事業計画・検討段階、予算要求段階、事業実施段階、事業検証・改善段階など行政運営の実情にあわせることで運用性の向上を図ります。

また、総合計画における将来ビジョンや施策アクションプラン、施政方針、総合戦略、さらには個別計画など、上位計画や方針を踏まえた各部の運営方針や課の方針を定めるなど組織目標を明確にすることで、その運用性をさらに高めることとします。

○市民にとってわかりやすい計画

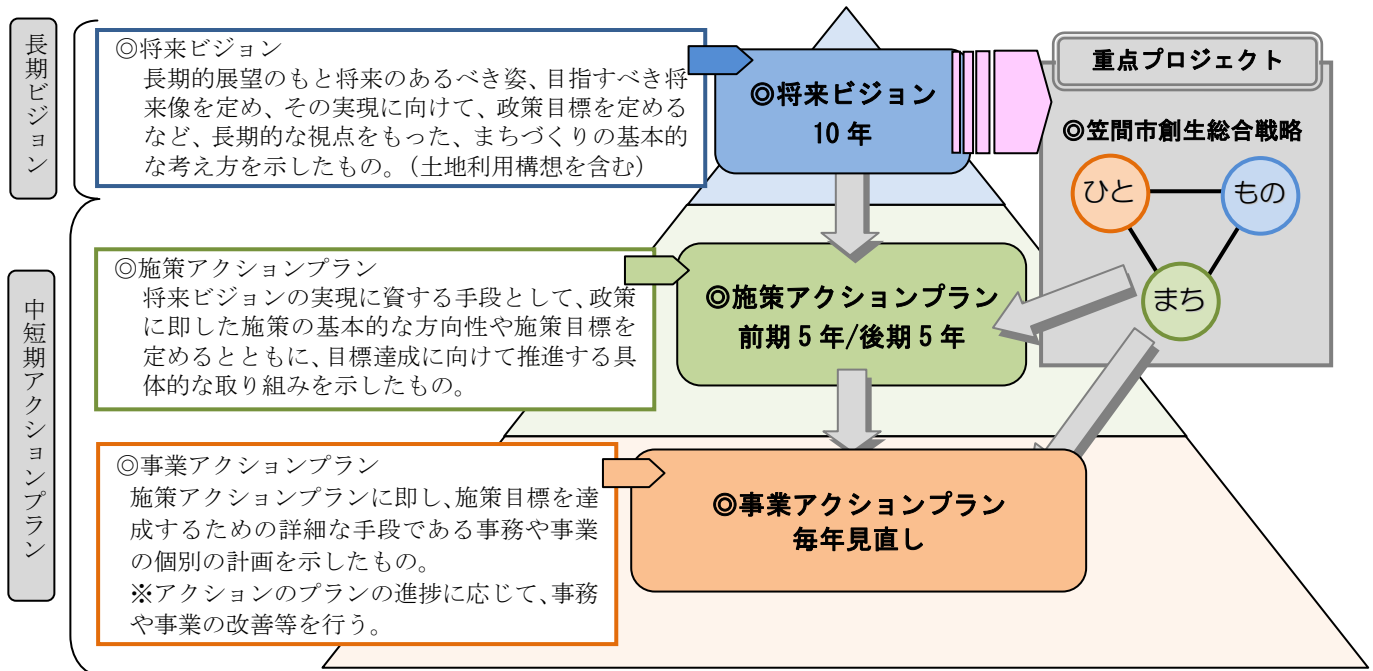
市民に対する説明責任を果たしていくため、計画に掲載する施策や事業などの市の取り組みについて、市民に的確に伝え、理解や関心を深めていただけるような計画とします。

第3節 計画の構造・期間及び計画体系

1 計画の構造

第2次総合計画の構造は、「将来ビジョン（基本構想）」、「施策アクションプラン（基本計画）」、「事業アクションプラン（事務・事業計画）」の3層構造とします。

また、「笠間市創生総合戦略」を第2次総合計画における重点プロジェクトとして位置付け、戦略に基づく事業については、最重要課題として取り組むこととし、総合計画の施策の範囲を越えた分野横断の一体的な取り組みも展開していきます。



2 計画の期間

計画期間について、まず、将来ビジョンについては、本市の最上位計画に位置づくもので、計画的なまちづくりに資する長期的な行政運営の指針となることから、10年間を計画期間とします。

次に、将来ビジョンに基づく、施策を展開していく実行階層となる施策アクションプランについては、中期的な視点もと、前期5年、後期5年を計画期間とします。また、刻々と変化する社会経済情勢に柔軟かつ機動的に対応できるものとするため、必要に応じて見直しが可能なものとします。さらに、施策アクションプランに基づく事業別の計画となる事業アクションプランについては、施策アクションプランの計画期間中における単年度ごとの計画とし、毎年度見直しを行います。

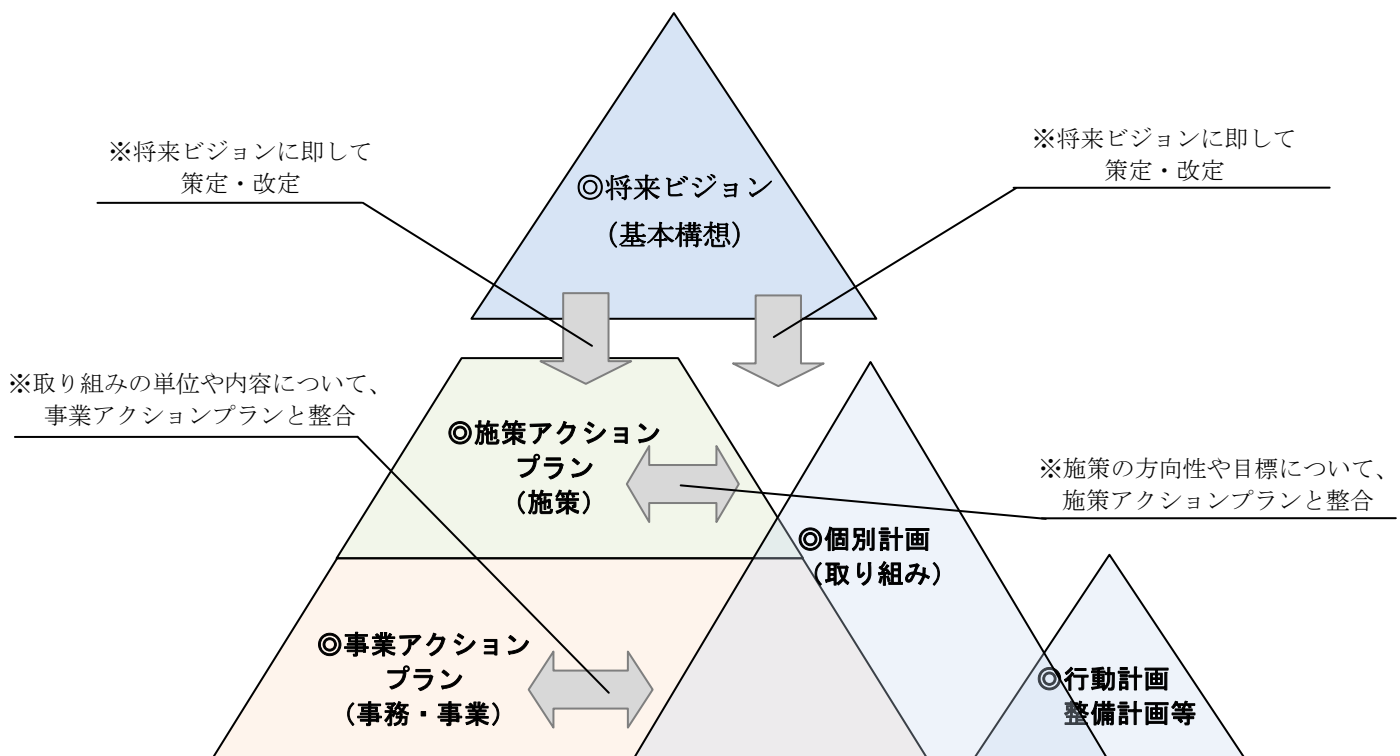
<計画の期間>

H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）/10年									
〔前期〕施策アクションプラン（施策）/5年 ※必要に応じて見直し					〔後期〕施策アクションプラン（施策）/5年 ※必要に応じて見直し				
事業アクションプラン（事務・事業）/単年度 ※毎年見直し					事業アクションプラン（事務・事業）/単年度 ※毎年見直し				

3 行政計画体系(総合計画・個別計画・笠間市創生総合戦略)

第2次総合計画における本市行政計画の体系は、次に示すとおりとなります。

- 施策アクションプラン及び事業アクションプランは、将来ビジョンに即して、策定・改定し、個別計画の改定等の状況を踏まえながら、個別計画との整合を図ります。
- 個別計画は、将来ビジョンを擁する施策については、個別計画が施策アクションプランの一部を担えるよう、将来ビジョンに即して策定・改定を行うとともに、毎年度の進行管理を踏まえ、施策アクションプランとの整合を図っていきます。



第4節 計画の推進体制

総合計画及び笠間市創生総合戦略に基づく、施策を計画的かつ効率的に推進するため、施策の所管課は、将来ビジョンに即して、個別計画の策定、改定を行うとともに、個別計画の内容を踏まえ、必要に応じて、施策アクションプランの見直しを行うなど、行政計画の統一性と整合性を図ります。

第5節 計画の進行管理

第2次総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、効率的かつ効果的に施策を展開するため、計画の進行管理として、PDCA サイクルを確立し、施策アクションプランに定めた具体的な目標の達成度について、施策評価制度等を活用しながら、毎年度、評価・検証を行い、必要に応じて事業アクションプランの改善等の見直しを行います。

また、社会情勢の変化や目標値の達成状況等を勘案し、最適な指標や数値への変更を検討します。

第2章 本市の概況及びまちづくりのあゆみ

第1節 本市の概況

1 位置・地勢

本市は、首都圏から約 100 km、茨城県のほぼ中央に位置し、東西約 19 km、南北約 20 km、総面積 240.40 km²の面積を有しており、北部は城里町、栃木県茂木町、西部は桜川市、東部は水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市に隣接しています。

地勢は、市の北西部は八溝山系から連なる山々、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな自然環境を有しており、南東部にかけて広がる、概ね平坦な台地に市街地や農業地域が形成されています。また、本地域の中央を涸沼川が北西部から東部にかけて貫流し、肥沃な田畑が形成されています。

気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候となっています。



2 道路・交通

東西方向に北関東自動車道、南北方向に常磐自動車道が通り、市内には、スマートインターチェンジを含めて、4つのインターチェンジがあります。また、首都圏と本市を結ぶ JR 常磐線と、栃木方面を結ぶ JR 水戸線が走っており、市内に6つの駅を有するなど、広域的な交流、連携が可能となる広域交通体ネットワークが形成されています。



3 沿革

笠間地区では、明治 22 年 4 月施行の市政町村制により、笠間町、北山内村、南山内村、大池田村、西山内村が誕生し、昭和 30 年には、大池田村、北山内村、南山内村が笠間町と合併して笠間町となり、同 31 年に広谷村を編入し、同 33 年に笠間町と稲田町が合併し、市制を施行して笠間市となりました。旧笠間市では、歴史を生かした観光産業をはじめ、全国でも有数の産地として知られる稲田みかげ石や笠間焼など地場産業による観光・芸術文化のまちとして発展してきました。

友部地区では、明治 22 年に、宍戸町、大原村、北川根村、鯉淵村が誕生し、昭和 30 年に宍戸町、大原村、北川根村が合併するとともに、鯉淵村の一部を編入し友部町となりました。旧友部町では、交通の要衝として通勤・通学の利便性が高いことから、住宅地の開発が進むとともに、県立中央病院をはじめとする医療・福祉施設が充実した福祉のまちとして発展してきました。

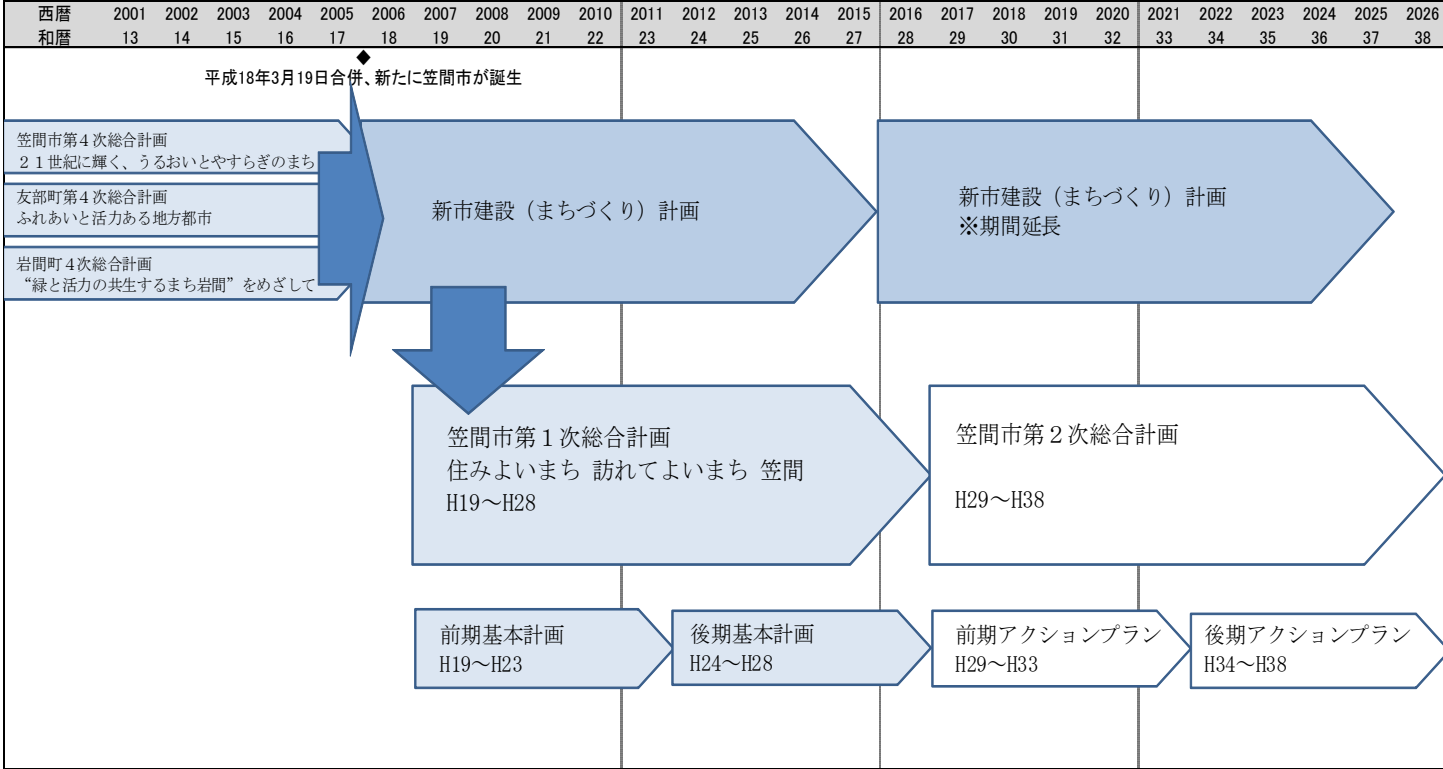
岩間地区では、明治 22 年に、岩間村、南川根村が誕生し、大正 12 年には岩間村が町制を施行し、岩間町となり、昭和 2 9 年に岩間町と南川根村が合併し、岩間町となりました。旧岩間町では、愛宕山に代表される緑豊かな自然環境や歴史的資源、果樹をはじめとする農業、さらには、常磐自動車道岩間インターチェンジ周辺の企業立地など工業のまちとして発展してきました。

平成の大合併により、平成 18 年 3 月に 1 市 2 町（旧笠間市、旧友部町、旧岩間町）が合併し、新たな「笠間市」が誕生しました。

第2節 まちづくりのあゆみ

1 市 2 町の合併に際し、笠間市・友部町・岩間町合併協議会において、これまで進めてきた 1 市 2 町のまちづくりの方向性や特性を踏まえた、新市まちづくりのマスタープランとなる新市建設計画（まちづくり計画）を策定しました。平成 19 年 3 月には、この計画を引き継ぐ形で、合併後の最初の長期計画となる第 1 次総合計画を策定し、3 地区の均衡ある発展を目指すとともに、「住みよいまち 訪れてよいまち かさま～みんなで創る文化交流都市～」を将来像に、様々な課題に対し取り組んできました。この間、リーマンショックや東日本大震災の発生など社会経済情勢を揺るがす大きな出来事がありました。平成 28 年 3 月に合併から 10 年となる節目を迎えるとともに、続く 10 年の将来像を描き、さらなる一体感の醸成と地域の発展を目指していきます。

〇まちづくりのあゆみ



第3章 計画策定の背景

第1節 社会情勢

1 人口減少・少子・高齢化時代の本格化

我が国は現在、これまでの歴史を振り返っても類を見ない水準の人口減少時代に入っており、今後さらに加速化、本格化するとされています。人口減少・少子・高齢化の本格化は、需要の減少や労働力の減少、経済成長の低下、社会保障費の増加、さらには地域の担い手の減少など地域社会に様々な影響を与えています。

このような中で、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」「東京一極集中の歯止め」「地域の特性に即した地域課題の解決」を基本とした地方創生への取り組みが、国と地方において一体的に進められています。また、人口減少と人口構造の変化を適切に見据えた人口減少時代のまちづくりが求められています。

2 価値観の変化とライフスタイルの多様化

近年、国民の価値観は、「物質的豊かさ」から「心の豊かさ」、「選べる豊かさ」、「よりよく生きる」こと、「いい時間を過ごす」ことへと重きが置かれるようになり、これに伴って家族や世帯のあり方、人と人とのつながりが変化しています。価値観の多様化や、人間関係の変化は、地域社会におけるコミュニティ機能の低下の一要因ともなっています。また、人々のライフスタイルも多様化しており、都市型の生活スタイルの広がりによって、伝統的な地域社会とのつながりの希薄化などを招いていますが、他方では、災害に関係したボランティア活動への参加など、社会貢献に対する意識が高まっています。

今後は、ライフイベントの時期や内容が慣習的に定まっていた社会から転換し、「自らの価値観によって、多様なライフスタイルの選択が可能な社会」の構築が重要となってきます。

3 地球環境問題の顕在化と循環型社会

地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化しており、さらに、異常気象による災害の激甚化や渇水被害のほか、微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染など、新たな環境問題も生じています。

低炭素社会の構築も進められ、また、自然環境との共生や、東日本大震災を契機としてエネルギー施策が大きく見直されるとともに、再生可能エネルギーの導入が加速しています。

このような中で、良好な地球環境を次代へと継承していくためには、地球環境への負荷低減に向けた取り組みを持続していくことが必要となっています。

4 安全・安心意識の高まり

東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害となり、防災対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。さらに、台風や集中豪雨による土砂災害や浸水害、洪水害など、大規模な自然災害への対応も強く求められています。

また、犯罪件数自体は減少傾向にあるなか、ニセ電話詐欺や児童虐待、DV、ストーカー事案などの子ども、女性、高齢者が被害者となる犯罪は後を絶たず、自動車盗や住宅等への侵入窃盗などの市民の身近に発生する犯罪により、不安を抱く人が少なくないことから、こうした犯罪を防ぎ、地域社会の安全を守る取り組みが求められています。

さらに、医師不足など、地域医療が抱えている問題や、感染症の脅威、高齢化の進展に伴う介

護福祉サービスに対する関心の高まりに加え、食品の安全性の問題などから、安全・安心に暮らせる生活環境に対する意識が高まっています。

雇用の面では、特に若い世代において非正規雇用が拡大しており、こうした不安定な雇用や低賃金といった問題から、所得格差の拡大が生活不安の要因になるとともに、晩婚化や未婚化、出生率の低下にも影響を及ぼしています。

このようなことから、災害予防・対策の強化、治安の確保、医療・福祉の充実、雇用環境の改善等に積極的に取り組んでいく必要があります。

5 グローバル社会の進展

国境を越えた経済活動の活発化や市場の拡大が進む中、高速交通機関や情報通信網の発達により、日本と外国との時間的距離が短縮され、人、物、情報が世界を自由に行き交い、社会、経済、文化などのグローバル化が急速に進展しています。

一方、自治体、民間団体などでの国際交流が拡大し、海外の情報を瞬時に取得できるなど、国際化は地域レベルでも日常的なものとなってきました。

このようなグローバル化の進展に伴い、世界で活躍できる人材の育成に取り組んでいくことが求められています。

6 情報通信技術の革新と高度情報化の進展

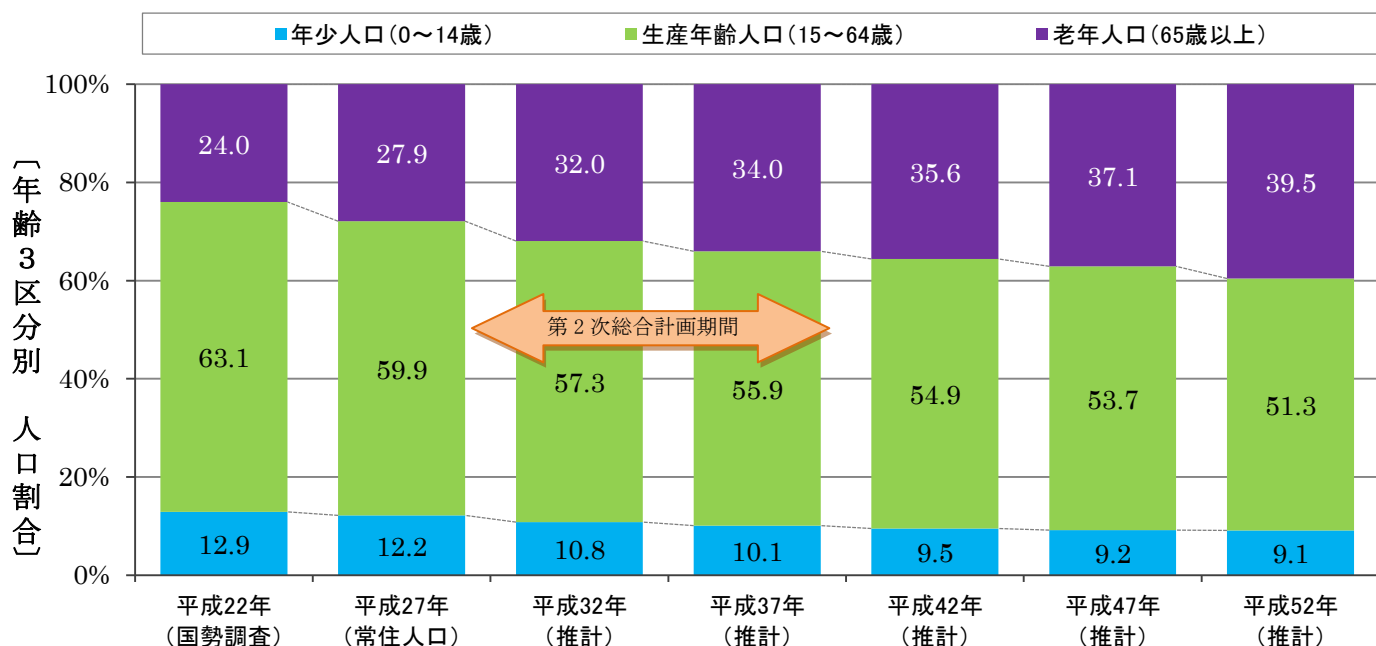
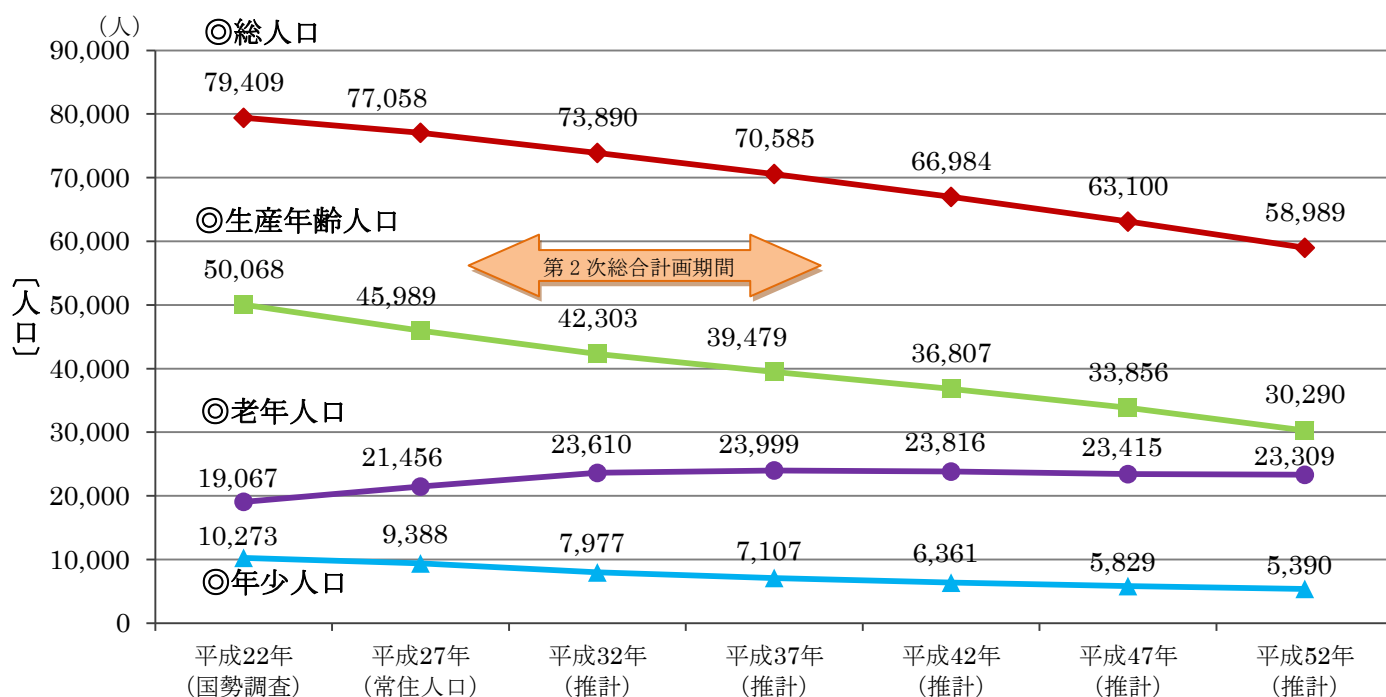
近年の劇的な科学技術・ICT(情報通信技術)の進歩やIoT(モノのインターネット)の普及により、産業の生産性が高まるとともに、生活の利便性が向上しています。これらの技術革新は、地域経済の成長や地域課題解決の手段として、医療・福祉・介護・教育・防災・交通など様々な分野において果たす役割が一層強まっていくことが見込まれることから、その成果を地域社会全体で活用できる仕組みを構築していくことが求められています。

一方で、スマートフォンやタブレット端末の普及によりソーシャルメディア、クラウドサービス等の利用が拡大し、新たな犯罪の脅威が表面化しています。こうした社会システムの変容が進む中、情報弱者の支援や、個人情報保護を含めた情報セキュリティの確保などの取り組みが必要となっています。

第2節 本市の現状と課題

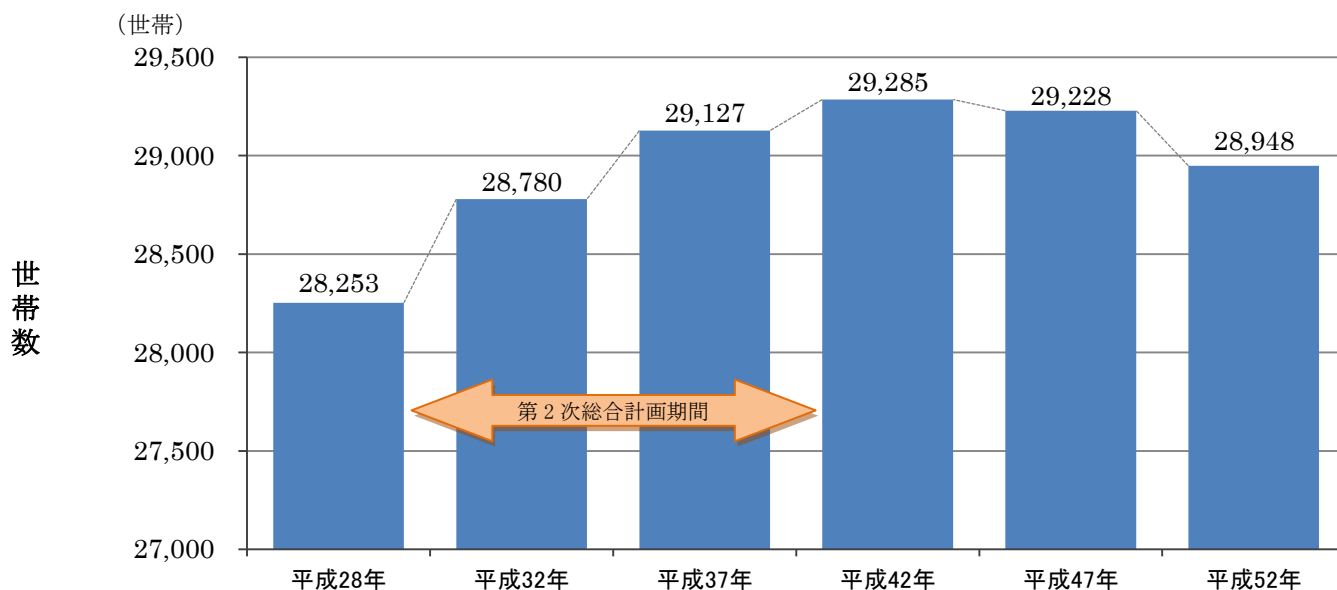
1 人口の推移及び将来人口予測

国立社会保障人口問題研究所の推計結果によると、本市の人口は、一貫して減少することが予測されており、概ね、第2次総合計画の最終年となる平成37年では、70,585人になると予測されています。また、年齢3層区分別で見ると、年少人口は減少傾向となっており、平成37年では7,107人、総人口に占める割合は10.1%となっています。また、生産年齢人口も同様に減少傾向となっており、平成37年では、39,479人、総人口に占める割合は55.9%となっています。さらに、老年人口については、増加傾向となっており、平成37年では23,999人、総人口に占める割合は34.0%となっています。人口減少、少子高齢化、人口構造の変化は、様々な分野において影響を及ぼすと考えられます。



(国立人口・社会問題研究所 平成25年3月推計)

本市の世帯数は、人口の減少に対し、増加傾向が続くと予測されており、平成 37 年では、平成 28 年と比較して 874 世帯の増加が見込まれています。



※本推計では、国立人口・社会問題研究所により算出した将来人口に、笠間市における過去の 10 年間の趨勢をもとに指数近似により推計した将来の世帯主率(人口に占める世帯主数の割合)を乗じること、将来の世帯数を算出している。

世帯数(=世帯主数) = 人口/世帯主率

将来の世帯主率は、過去 10 年間(平成 18 年～平成 27 年)の世帯主率をもとに指数近似により推計している。

2 地域産業の動向

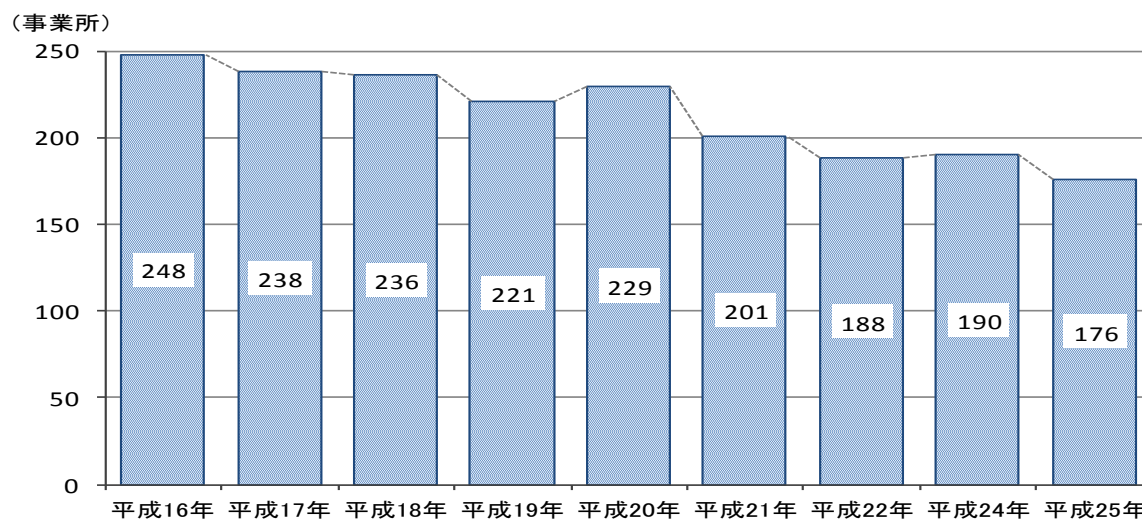
笠間市の事業所数は減少傾向にあり、平成 22 年以降は 200 事業所を下回り、平成 25 年には 176 事業所(県内 11 位)で、製造品出荷額等は、1,549 億円(県内 22 位)となっています。

平成 22 年の市民の就業者総数は 38,172 人となっており、前年から 6.4%減少しています。

自給的農家数は平成 12 年から増加していますが、販売農家数が減少しており、平成 27 年の総農家数は 3,859 農家となっています。

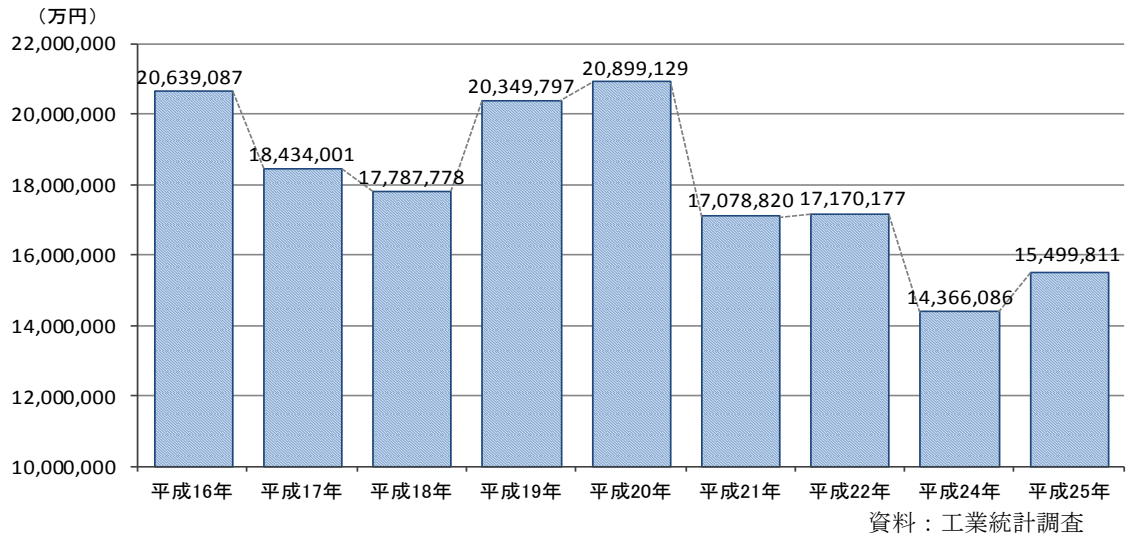
こうした製造品出荷額等をはじめとする、地域産業の動向における一時的な増減は、リーマンショックや東日本大震災といった社会背景が要因とはなりますが、全体の減少傾向は人口減少・少子高齢化の影響があると考えられます。

○事業所数の推移

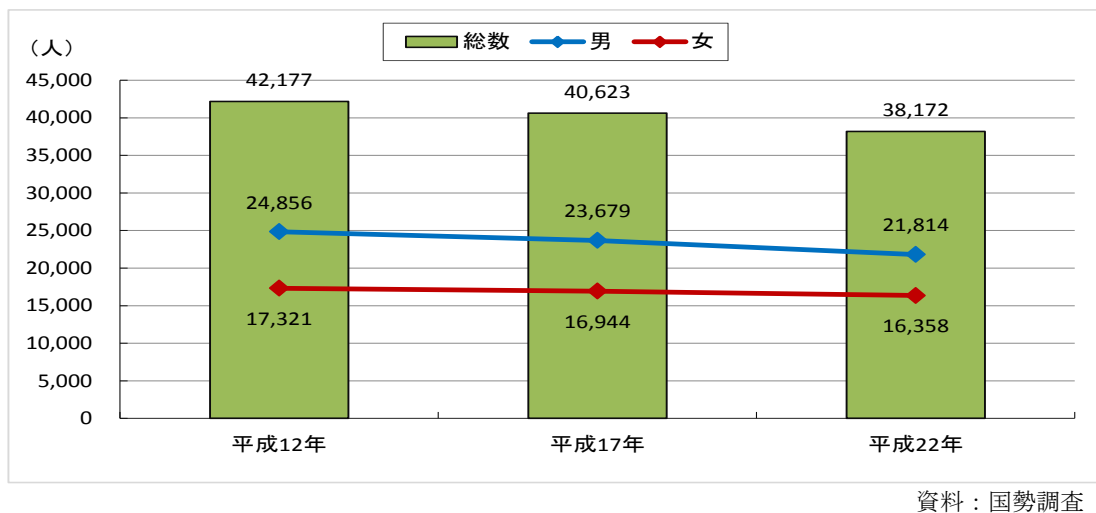


資料：工業統計調査

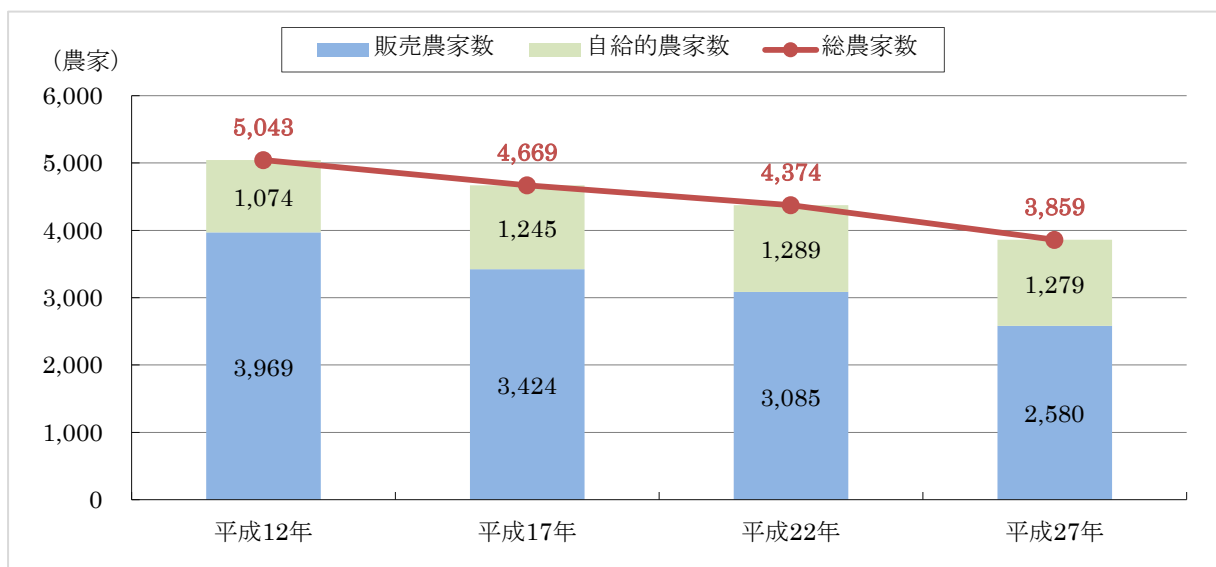
○製品出荷額等の推移



○就業者数の推移



○農家数の推移



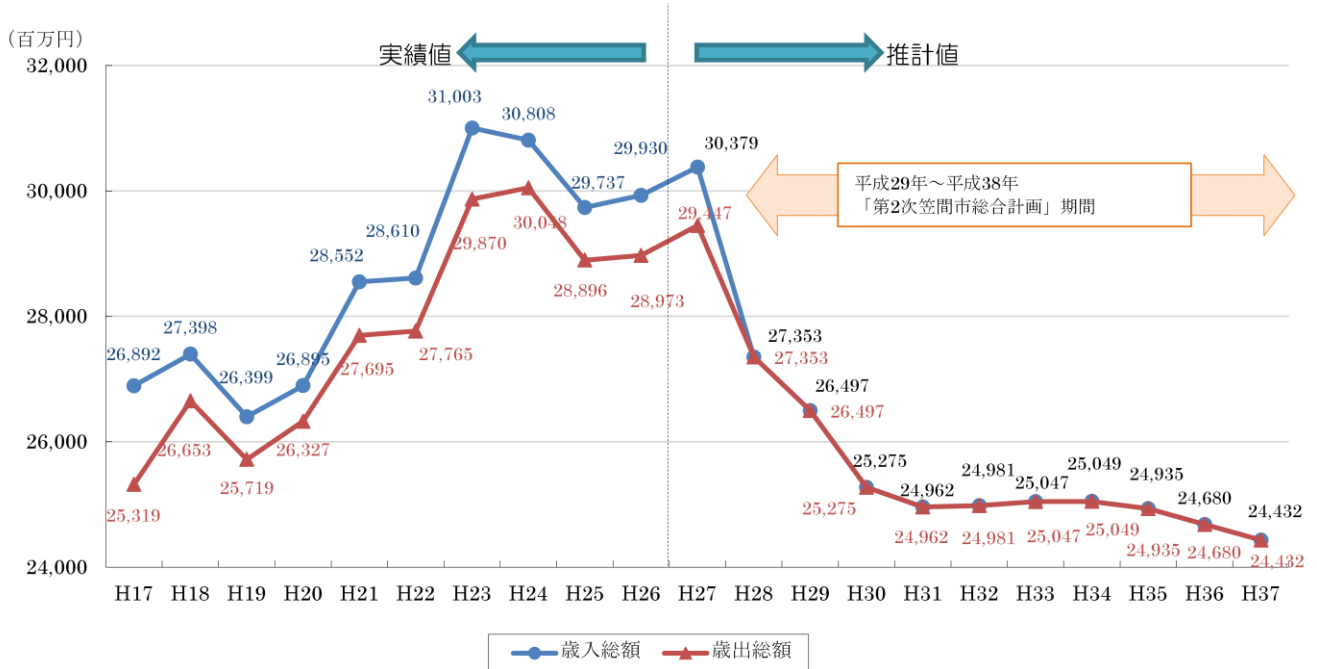
※自給的農家数（経営耕地面積が30a未満で、1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家）

資料：2015農林業センサス

3 財政状況

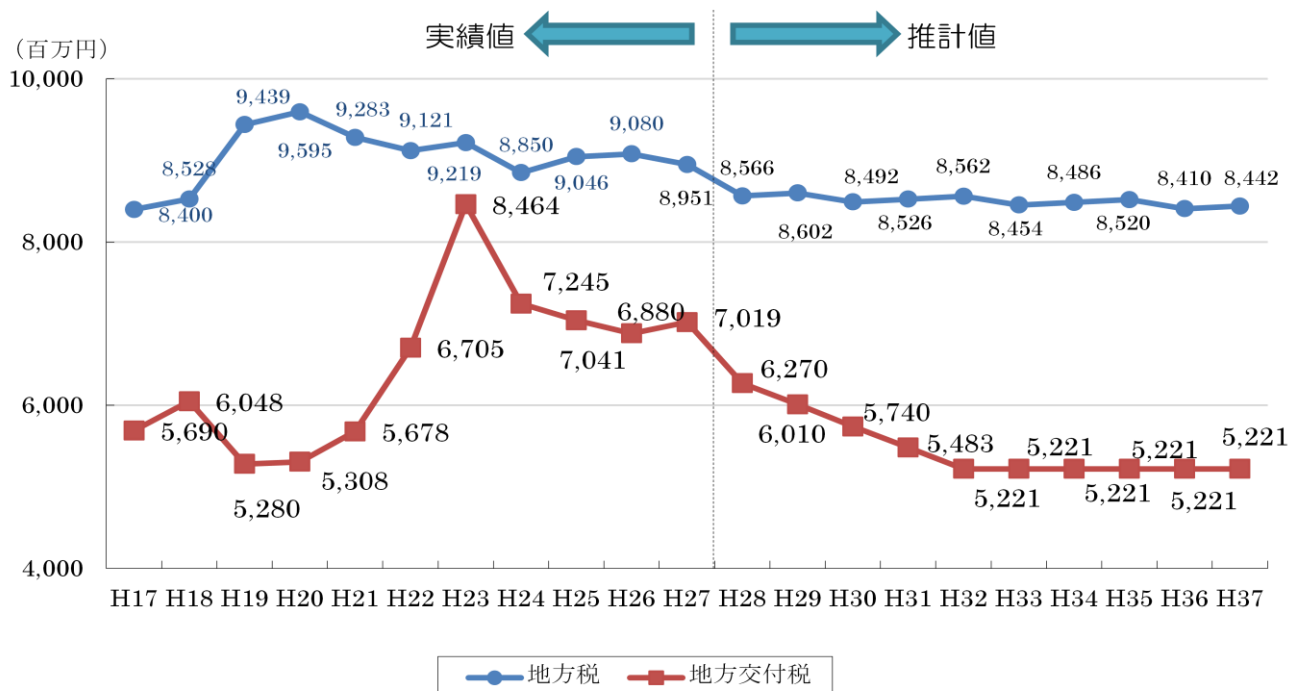
人口減少・少子高齢化が本格化、進展することにより、本市の貴重な財源である税収の減収や扶助費等の社会保障関連経費の更なる増大が予測されています。また、税収の減収に加え、地方交付税の特例措置である合併算定替が平成28年度から段階的に減少することも見込まれています。さらに、歳出においては、人件費が抑制傾向にあり、大規模ハード事業が終息に向かう一方、高度経済成長期に整備された公共施設の更新経費に多額の支出が懸念されるなど、本市財政事情の見通しは、大変厳しいものとなっています。

○財政計画（普通会計）

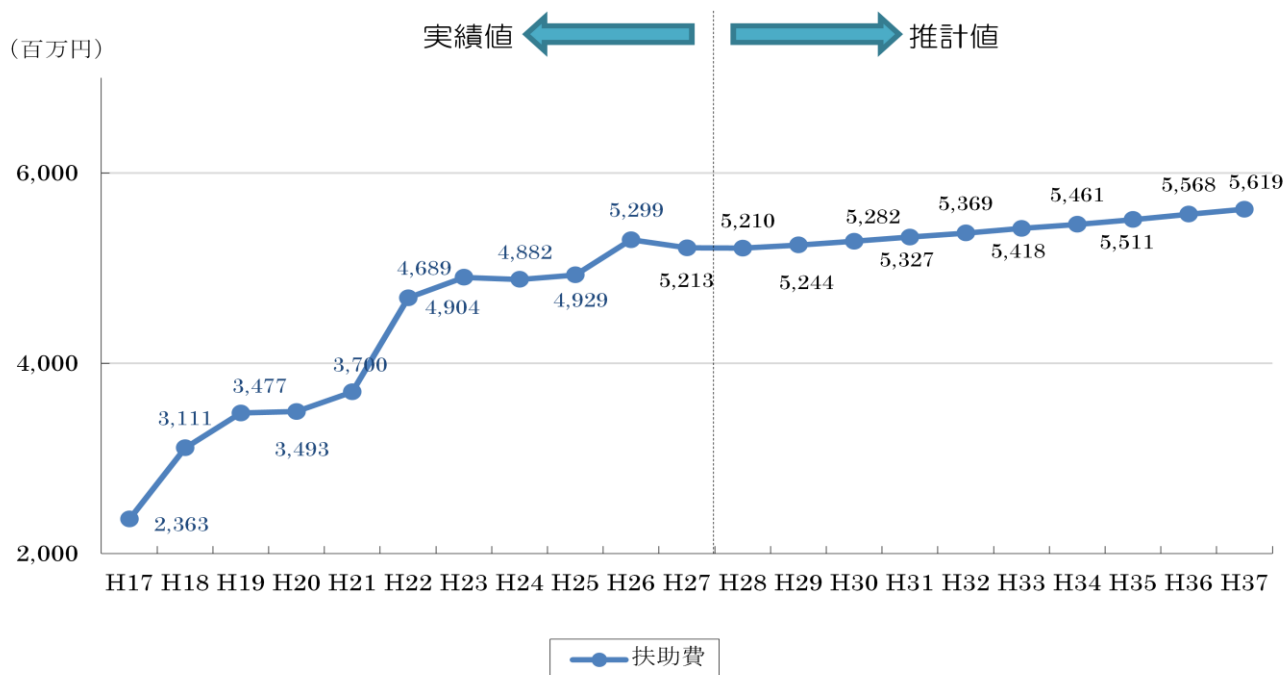


〔資料〕新市建設計画（第一回変更）財政計画
 （ただし、H26年度、H27年度については、決算額に更新）

○市税及び地方交付税の推移

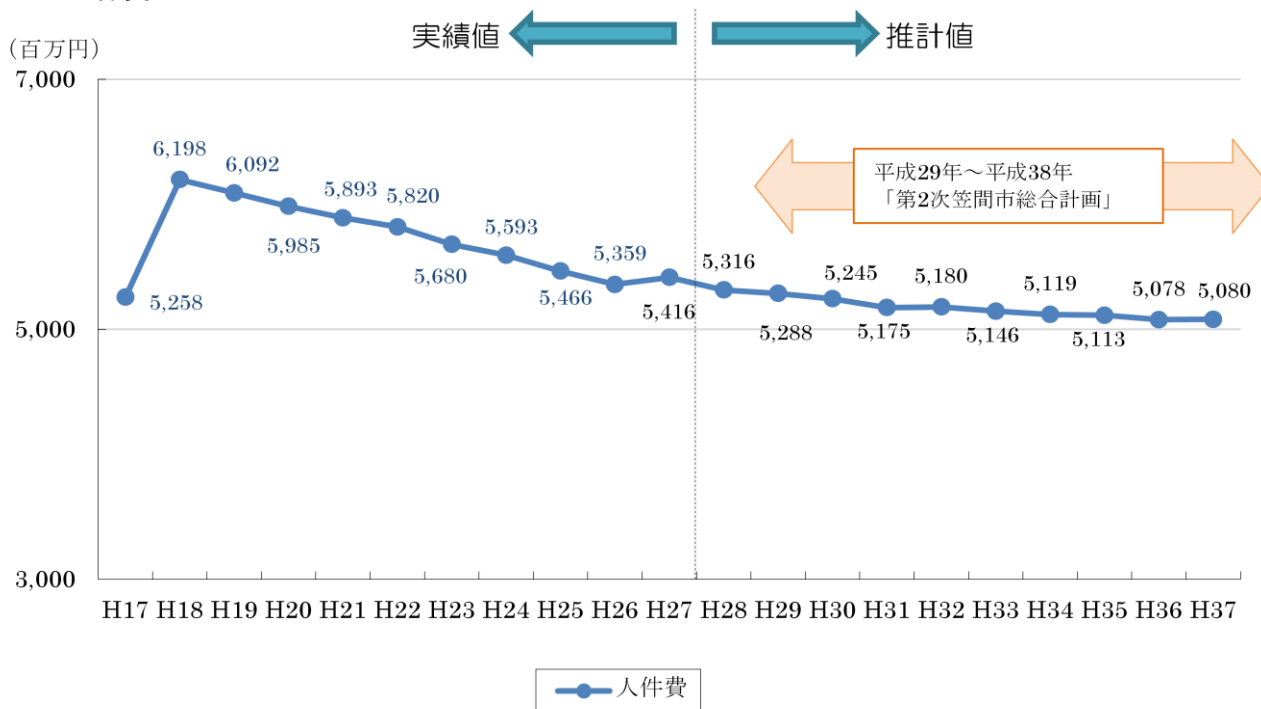


○扶助費（社会保障関連経費）



(※扶助費とは、社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、対象者に対して支出される福祉的な経費です。)

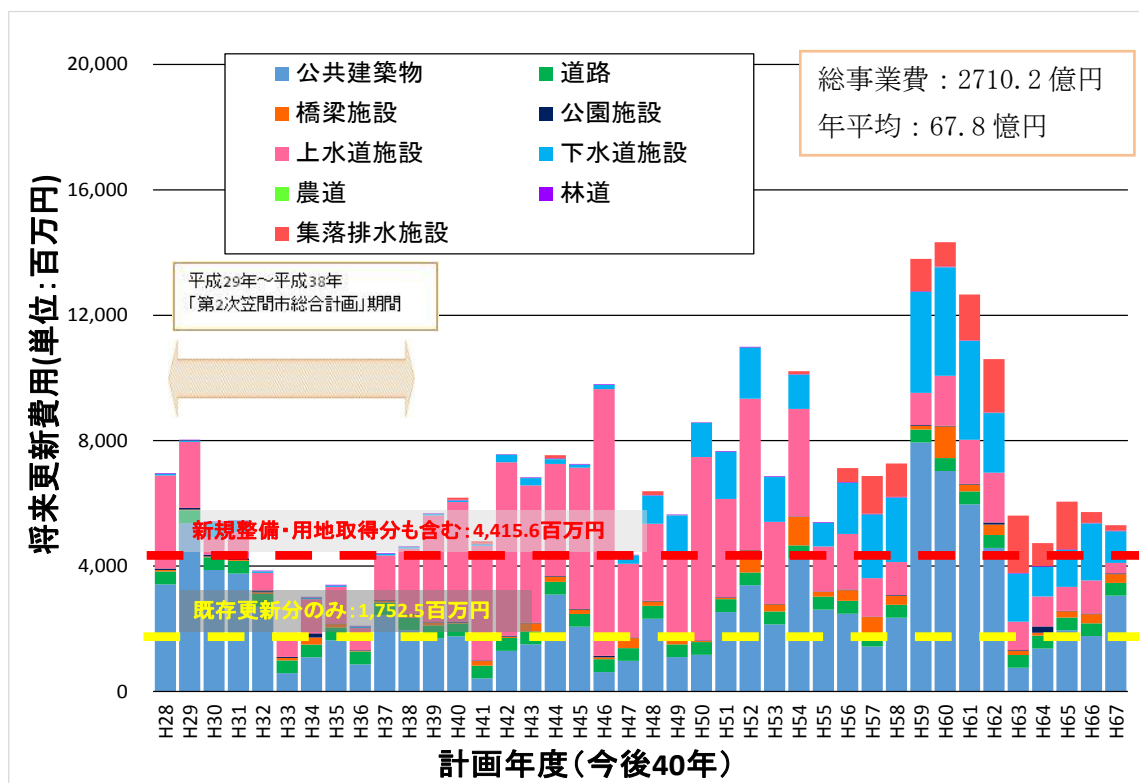
○人件費



(※人件費とは、議員や特別職、一般職員の給料・諸手当などや各委員等の報酬です。)

○公共建築物とインフラ施設の将来更新費用

本市において、人口の増加や行政需要の拡大などを背景に、昭和40年代から50年代に多く整備してきた公共施設の更新経費について、法定耐用年数により算定した結果を用いて公共建築物とインフラ施設の総事業費を重ね合わせると、今後40年間の総事業費は2,710.2億円で、年平均は67.8億円となり、将来の財源不足が懸念される中で、「インフラ施設の長寿化（法定耐用年数の3割延命）」や「公共建築物の総量削減（今後の人口減少と同等となる2割削減）」「対策時期の調整による予算平準化」等の対策を講じていく必要があります。



〔資料〕 笠間市公共施設等総合管理計画

4 市民意識の動向

① 住みやすさと定住意識

第2次総合計画における政策や施策の方向性を定めるため、近年の市民意識の動向として、平成27年度の市民実感調査結果から、市民の本市に対する「住みやすさ」や「定住意識」について把握しました。

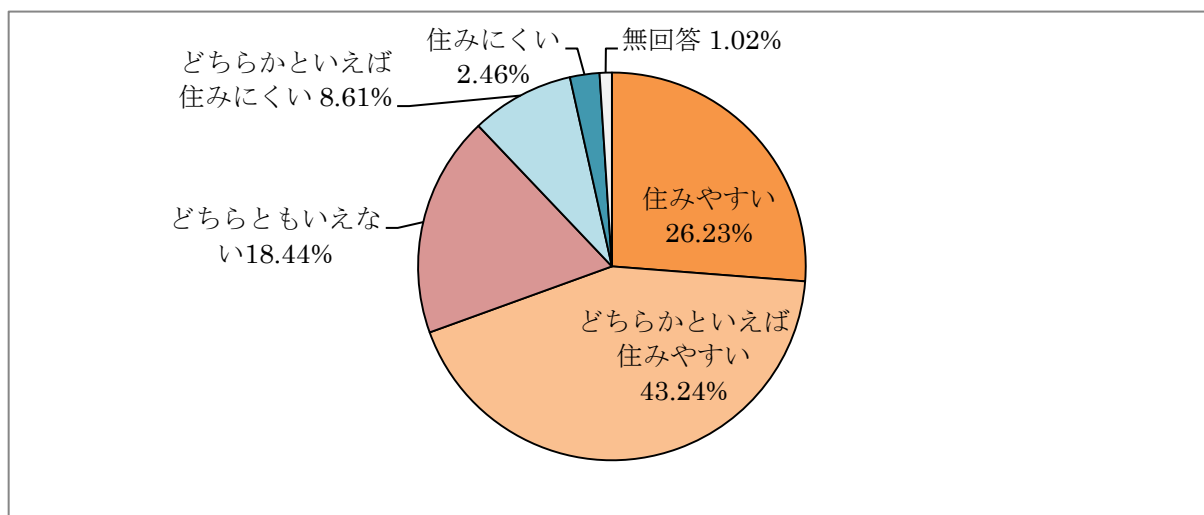
<平成27年度市民実感調査の概要>

- 調査地域：笠間市全域
- 調査対象：18歳以上市民
- 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- 対象者数：1,200人
- 調査時期：平成28年2月
- 回収率：40.67%（488人／1,200人）
- 性別構成比：男性：42.21%、女性：57.38%
無回答：0.41%

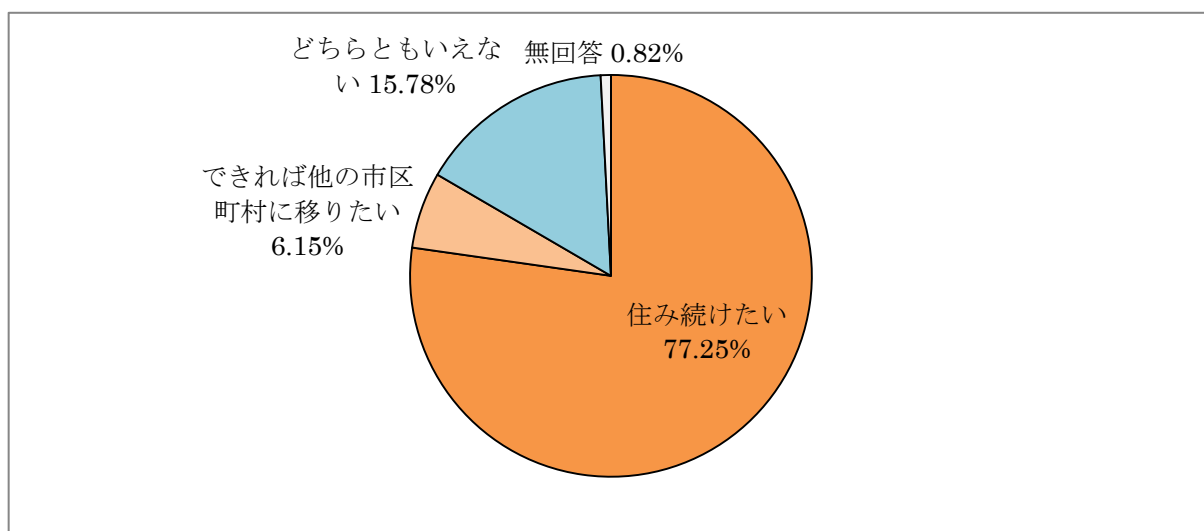
※約7割の方が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答しており、約8割の方が、「住み続けたい」と回答しています。

その主な理由として、「自分の土地や家がある」「長年住みなれている」「自然が豊かである」「親（兄弟）や親戚が近くにいる」「日常生活が便利である」といったものが挙げられています。

<住みやすさ>



<定住意識>

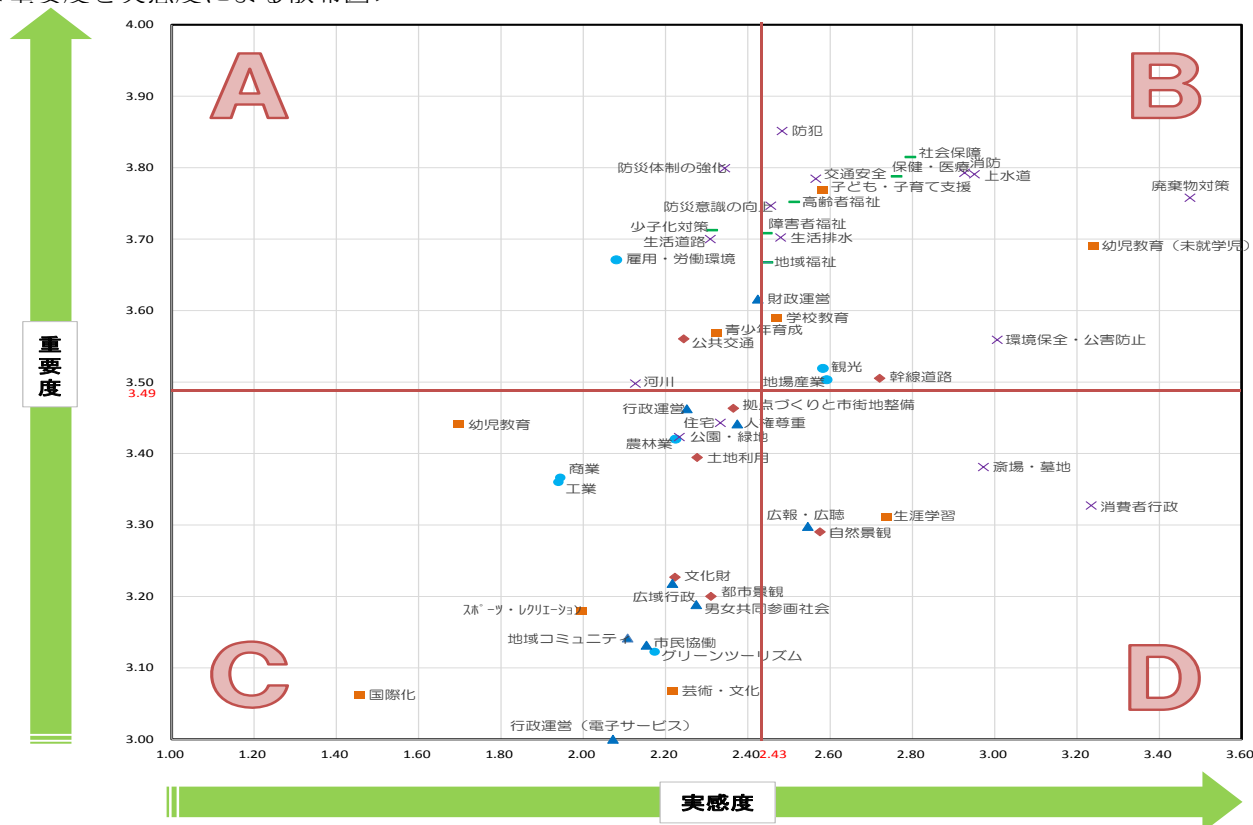


②施策に対する重要度と実感度

市民の施策に対する意識調査として、平成27年度の市民実感調査結果を受けて「施策の重要度の加重平均値」を縦軸に、「市民の施策に対する実感度の加重平均値」を横軸とした散布図を作成し、各々の指標の平均値から目安として4つの領域に分類し、市民の施策に対する期待を把握しました。

なお、実感度や満足度が低い施策であっても、安定した市民生活を確保するうえで、引き続き取り組む必要がある施策や他の施策と連動して進めるべき施策もあります。

＜重要度と実感度による散布図＞



【加重平均の算出方法】

実感度については、「感じている」は4点、「やや感じている」は3点、「あまり感じていない」は2点、「感じていない」は1点と重みをつけ、回答数を乗じて合計したものを、有効回答数で除したものです。

また、重要度についても、「高い」を4点、「やや高い」を3点、「やや低い」を2点、「低い」を1点と重みをつけ、回答数を乗じて合計したものを、有効回答数で除したものです。

＜市民の施策に対する期待＞

- 領域A** 重要度が高く、実感度が相対的に低い領域に位置しており、施策の充実が最も求められています。（防災体制の強化、少子化対策、生活道路、雇用・労働環境、財政運営、青少年育成、公共交通、河川）
- 領域B** 重要度及び実感度がともに高い領域に位置しており、施策の実施水準が高く評価されています。（防犯、社会保障、消防、上水道、保健・医療、交通安全、子ども・子育て支援、廃棄物対策、高齢者福祉、防災意識の向上、障害者福祉、生活排水、幼児教育（未就学児）、地域福祉、学校教育、環境保全・公害防止、観光、幹線道路、地場産業）
- 領域C** 重要度、実感度ともに低い領域に位置しており、施策の構成や方向性の検討が求められています。（拠点づくりと市街地整備、行政運営、人権尊重、住宅、公園・緑地、農林業、土地利用、商業、工業、文化財、広域行政、都市景観、男女共同参画社会、スポーツ・レクリエーション、地域コミュニティ、市民協働、グリーンツーリズム、芸術・文化、国際化、行政運営（電子サービス））
- 領域D** 重要度は低いものの実感度が高い領域に位置しており、施策の実施水準が評価されています。（斎場・墓地、消費者行政、生涯学習、広報・広聴、自然景観）

③今後のまちづくり意識

今後のまちづくりに関する市民意識やニーズについて、今後、取り組むべき項目を「現在」「5年後」「10年後」に分けて把握しました。

<意見交換型市民意識調査 全体調査 T1（アンケート）>

- 調査地域：笠間市全域
- 調査対象：18歳以上市民
- 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- 対象者数：1,200人
- 調査時期：平成28年9月
- 回収率：24.00%（288人／1,200人）
- 性別構成比：男性47.6%、女性50.7%、無回答1.7%

<現在>

現在、取り組むべき項目については、①「子ども・子育て支援、少子化対策」（33.68%）、②「消防・防災、防犯、交通安全、消費者行政」（25.69%）、③「幼児教育、学校教育、青少年育成」（20.83%）、ならびに「商業、工業、雇用・労働環境」（20.83%）の順となっています。

現在では、少子化問題への対策が急務であることから、子ども・子育て支援などの取り組みが高く求められており、次いで安全・安心なまちづくりの対策として、消防・防災などへの取り組みが高く求められています。

<5年後>

5年後の取り組むべき項目については、①「地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉」（22.92%）、②「消防・防災、防犯、交通安全、消費者行政」（22.22%）、③「幼児教育、学校教育、青少年育成」（21.18%）の順となっています。

5年後では、高齢化の更なる進行に伴う対策として、高齢者福祉などへの取り組みが高く求められており、次いで消防・防災に関する取り組みが求められています。

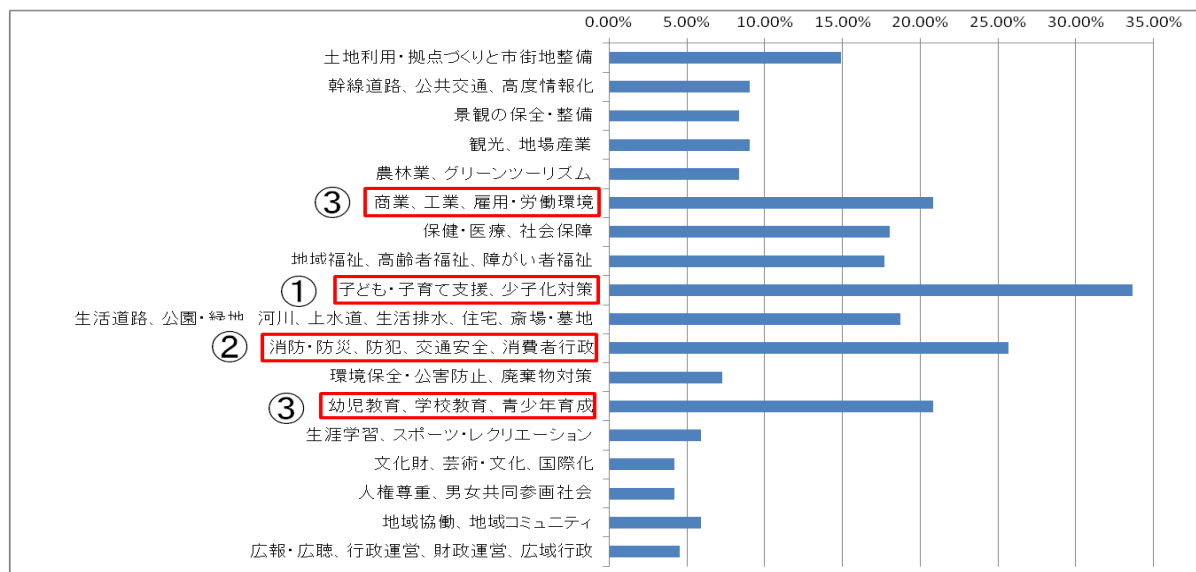
<10年後>

10年後の取り組むべき項目については、①「幼児教育、学校教育、青少年育成」（20.83%）②「市民協働、地域コミュニティ」（19.44%）、③「文化財、芸術・文化、国際化」（15.28%）の順となっています。

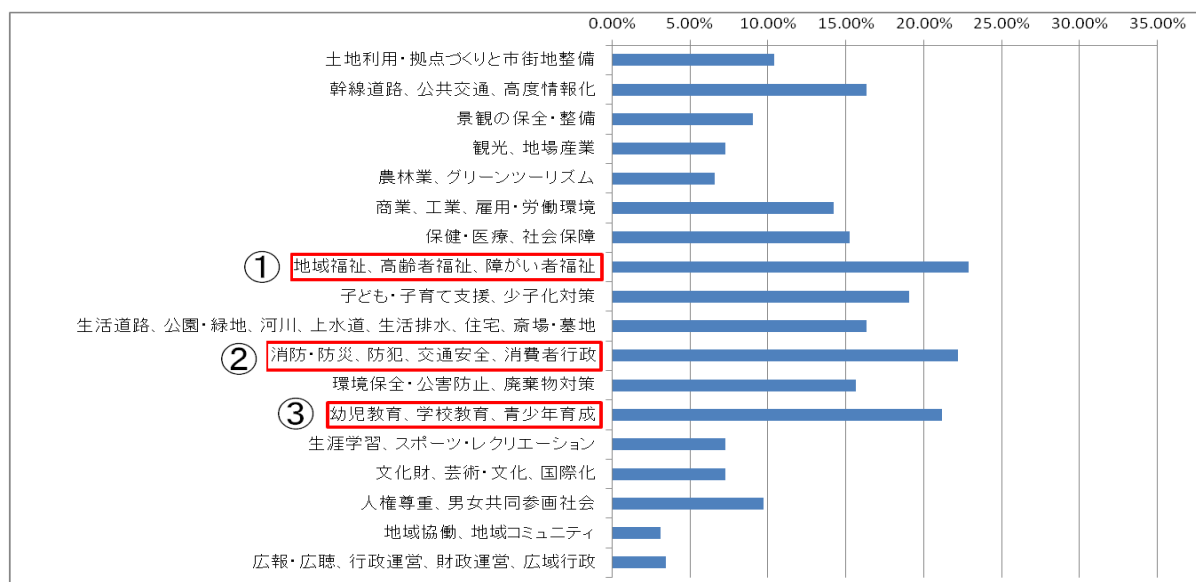
教育に関する取り組みは、継続して高く求められています。10年後の市民意識の中で、地域コミュニティ機能の低下に伴う対策として、地域協働、地域コミュニティ活性化の取り組みが高く求められています。

このようなことから、今後10年間のまちづくりを進めていくにあたり、社会情勢の変化などによって取り組むべき項目に対する市民ニーズも変化していくことから、機動性と柔軟性の高い計画が求められています。

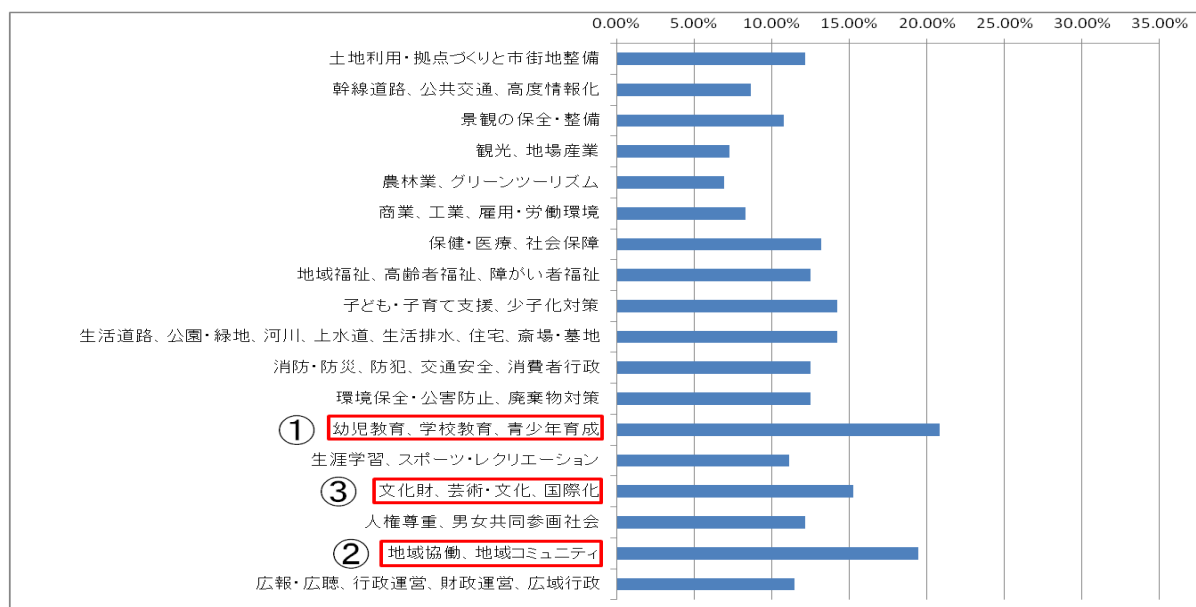
<現在、取り組むべき項目>



<5年後、取り組むべき項目>



<10年後、取り組むべき項目>



5 まちづくりの主な課題

社会情勢や笠間市の現状、市民意識の動向を踏まえた、将来のまちづくりにおける主な課題として、「都市基盤・生活環境」「教育・文化」「健康・福祉」「産業」「自治・協働」の5つの分野に整理しました。

①都市基盤・生活環境に関する課題

◇市街地の機能と魅力の向上

- ・人口減少、少子高齢化が進展することで、市街地では低密度化が進み、空き家・空き地・空き店舗などが増加し、市街地の活力の低下を招くとともに、防犯・防災上の危険性が増す要因ともなります。本市でこれまで進めてきた空き家等の既存ストックの利活用や適正管理をさらに進め、市の核となる市街地の活力を維持するなど、市街地としての機能と魅力を高めていく必要があります。
- ・市民生活や市内外の移動を支える持続可能な公共交通体系を確立していくことが求められています。

◇安全・安心で快適な都市環境の整備

- ・安全・安心な道路環境を構築するため、これまでに整備された道路施設の適切な維持管理に努めるとともに、新たな交流を支える道路整備や、危険・狭隘箇所、混雑箇所の解消などを引き続き進めていく必要があります。
- ・環境への負荷を減らす循環型社会の形成に向けて、市民や事業者と一体となつてごみの発生抑制・再利用によるごみの減量化を進める必要があります。
- ・快適な市民生活や活発な産業活動を支え、良好な自然環境を保全・形成するうえで、水の安定供給や生活排水の適正な処理は必要不可欠なものとなっています。施設の老朽化対策と安定的な事業経営に向けた取り組みを強めていく必要があります。
- ・本市の豊かで美しい自然環境の保全に努め、次代に継承していく必要があります。

◇地域防災力・防犯体制の強化

- ・東日本大震災の発生により、防災対策の重要性が改めて認識されるなど市民の安全・安心意識が高まっています。災害に強い、安全・安心な地域をつくるため、防災力のさらなる向上に資する取り組みが必要となっています。また、近年の台風や集中豪雨による浸水害対策として、雨水排水対策を継続的に進めていく必要があります。
- ・高齢者を対象とする悪質商法やニセ電話詐欺による被害の発生、自動車盗や住宅等への侵入窃盗などの市民の身近に発生する犯罪などにより、不安を抱く人がいることから、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会実現が求められています。

<統計データ> 修正版別冊：「まちづくりの主な現状と課題に関する統計データ」参照

①空き家と空き家率

②住宅着工数

③市内各駅の乗車人員数

④-1 高速道路市内 IC 出入交通量（常磐道岩間 IC）

-2 高速道路市内 IC 出入交通量（常磐道友部 SA スマート IC）

-3 高速道路市内 IC 出入交通量（北関東自動車道友部 IC）

-4 高速道路市内 IC 出入交通量（北関東自動車道笠間西 IC）

⑤刑法犯罪発生件数

⑥日最大 10 分間降水量、日最大 1 時間降水量

⑦-1 上水道の普及状況（給水人口・給水戸数）

-2 上水道の普及状況（年間配水量・年間有収水量・年間有収率）

⑧公共下水道の普及状況

②教育・文化に関する課題

◇多様な学習機会の充実

- ・変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、「生きる力」、「確かな学力」を育むことが重要となっています。
- ・社会のグローバル化に対応した人材育成として、これまで、子どもの英語に関する教育を推進してきました。国際社会で通用・活躍する人材を育成するためには、コミュニケーションのツールとなる英語をはじめとした外国語の能力向上がさらに重要なものとなってきます。
- ・子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められており、地域の実情を踏まえながら、子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育を推進していく必要があります。
- ・教育の機会均等を図るため、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するなど、子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが求められています。

◇家庭・地域による支援体制の強化

- ・青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校など、青少年を巡る様々な問題の背景として、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。地域や家庭の教育力を向上させるための取り組みを実施するとともに、学校と地域・家庭が連携をさらに深めていく必要があります。
- ・凶悪、複雑化する犯罪が増加する中で、学校や通学路における事件も大きな問題のひとつとなっています。このような事件の発生を防止し、安全・安心な環境を整え、子どもを犯罪の被害から守るためには、危機管理意識の向上や地域全体で子どもの安全を見守る体制を、さらに強めていく必要があります。

◇芸術・文化・スポーツ活動の推進

- ・市民の心の豊かさや生活の質向上に向けて、優れた芸術・文化にふれあい、学ぶ機会を創出するとともに、本市の優れた歴史や芸術・文化を後世に残すことが求められています。また、生涯にわたり、健康で生きがいのある生活が送れるよう、人生の様々なステージにおいて継続的に学び続けることが必要となっています。
- ・スポーツは、生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を送るうえで、不可欠なものとなっています。2019年の「いきいき茨城ゆめ国体」、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」を契機とし、市民のスポーツ意識の高揚を図るとともに、幼少期から少年期にかけての家庭や学校、地域における運動、スポーツ活動の充実やライフステージに応じた多様なスポーツ機会の拡充に取り組んでいく必要があります。

＜統計データ＞修正版別冊：「まちづくりの主な現状と課題に関する統計データ」参照

- ①幼稚園の状況（園数、園児数）
- ②保育所（園）の状況（所（園）数、児童数）
- ③認定子ども園の状況（園数、児童数）
- ④小学校数及び児童数
- ⑤中学校数及び生徒数
- ⑥市立図書館入館者数（笠間図書館、友部図書館、岩間図書館）
- ⑦-1 市立公民館利用状況（笠間公民館、友部公民館、岩間公民館）件数
-2 市立公民館利用状況（笠間公民館、友部公民館、岩間公民館）人数
- ⑧スポーツ施設利用状況
- ⑨-1 学力テスト（小学校）
-2 学力テスト（中学校）

③健康・福祉に関する課題

◇安心して子どもを産み育てる環境づくり

- ・少子化の進行や家族形態が多様化する中で、市民が安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するため、子育て世代包括支援センターを核として結婚、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援を行うなどこれまで進めてきた子ども・子育て支援に関する取り組みをさらに強め、安心して子どもを産み育てることができる環境を構築していく必要があります。
- ・子ども虐待の防止や、ひとり親家庭への就業・生活・経済支援、発達に支援が必要な子どもへの対応の強化が求められています。

◇誰もが健やかに安心して暮らすことができる地域社会の形成

- ・高齢化が進展することで、要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれています。住み慣れた地域で、安全・安心に自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・福祉・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実を図るとともに、さらに推進していく必要があります。また、将来の医療介護需要の増大に対応するため、限られた医療資源を効率的かつ効果的に活用することや、医療と介護の連携の必要性がさらに高まっています。
- ・ライフスタイルの変化に伴って、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病は近年増加傾向にあり若年層にまで及んでいます。運動習慣や食生活などの毎日の生活習慣を見直すなど、健康都市かさまの実現に向けて、若い世代からの生活習慣病予防や健康づくりをさらに強めていく必要があります。
- ・高齢化の進展により、社会保障費がさらに増大することが予測されています。健康寿命延伸に向けて、介護予防や生活習慣病予防、がんの早期発見により抑制を図っていく必要があります。
- ・地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの機能が低下するなど、地域福祉の担い手不足が懸念されています。そのため、地域の核となる人材の育成や確保に努めていくなど地域全体で、取り組み、支え合う仕組みを構築していく必要があります。

＜統計データ＞修正版別冊：「まちづくりの主な現状と課題に関する統計データ」参照

- ①老年人口の推移及び将来予測
- ②一人暮らし老人数（高齢者単身世帯数）
- ③高齢者夫婦のみ世帯数
- ④障害者手帳交付状況
- ⑤介護保険サービス受給者数
- ⑥要支援・要介護認定者数
- ⑦死亡の原因
- ⑧ボランティアサークルの状況

④産業に関する課題

◇活力ある地域産業の振興

- ・本市では、農林業、商業、工業、窯業、石材業、観光業などが営まれています。人口減少、少子高齢化が本格化し、さらに進展することで、需要の減少や急激な労働力減少、経済成長の低下など、地域経済に大きな影響を与えるとされています。将来にわたり、地域が成長し続けていくためには、活力ある産業を創出し、地域の経済活性化に向けて取り組んでいく必要があります。
- ・農業において、本市ではこれまで、担い手の確保や育成、農地集積を進めるとともに、農業公社を設立するなど、その取り組みの充実を図ってきました。人口減少、少子高齢化が進むことで、農業後継者不足や耕作放棄地がさらに進むものと予測されていることから、農業経営における法人化も視野に入れた取り組みを展開するなど、さらに充実・強化を図っていく必要があります。
- ・これまで進めてきた地場産業振興に向けた事業者等の育成・支援や地場農産品のブランド化をさらに推進するとともに、国内外における販路拡大への取り組みが必要となっています。

◇力強い産業

- ・本市の地理的優位性を生かし、既存の工業団地や大規模公有地への積極的な企業誘致を引き続き図るとともに、中核を担う中小企業への育成・支援に向けた取り組みを強めていく必要があります。
- ・企業競争が激化する中で、地域経済活性化に不可欠な地域産業の持続、さらなる成長に貢献する地域産業人材の育成に向けた支援を展開していく必要があります。
- ・働き方が多様化、多世代化し、働き方改革の機運が高まる中で、雇用のマッチングや地域課題解決に資するコミュニティビジネス創出、創業支援や、女性・高齢者の就業による活躍も期待されています。

◇笠間らしさを活かした観光の推進

- ・観光では、笠間焼や笠間稲荷神社をはじめとした、本市の魅力ある観光資源を活用した通年型や滞在交流型観光を推進していく必要があります。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、その経済波及効果や雇用を誘発すると期待されています。また、参加国との人的・経済的・文化的交流の拡大や訪日外国人旅行者の増加も見込まれるところであり、本市においてもこの機会を生かした観光振興策を展開していく必要があります。

＜統計データ＞修正版別冊：「まちづくりの主な現状と課題に関する統計データ」参照

- ①製造品出荷額
- ②工業の状況（従業者4人以上の事業所）
- ③就業者数
- ④農家数
- ⑤耕作放棄地率
- ⑥年間入込観光客数
- ⑦がんばる企業連絡協議会加入企業数
- ⑧稲田石材商工業協同組合員数
- ⑨笠間焼協同組合員数
- ⑩笠間市商工会会員数

⑤自治・協働に関する課題

◇市民協働によるまちづくりの推進

- ・人口減少・少子高齢化の本格化がさらに進展する中で、将来にわたり持続、発展する笠間市を創っていくためには、まちづくりのあらゆる分野において、市民と行政が共通認識のもと、一体となって取り組んでいく必要があります。
- ・地域コミュニティは、地域の環境美化・保全、防犯・防災、伝統行事の継承・保存など様々な面で、市民生活を相互に支え合うとともに、これを通じた地域での交流を生み出しています。人口減少・少子高齢化がさらに進展することで、コミュニティ自体の持続可能性が危ぶまれていることから、維持・活性化に向けた取り組みが求められています。

◇女性の活躍推進

- ・市民一人ひとりが個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠であり、特に、女性が社会のあらゆる分野で活躍できるよう、男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境の整備が求められています。

◇戦略性の高い情報の発信

- ・広報・広聴において、市政に対する市民の理解と信頼を得ていくためには、市の施策の対象や目的、課題、効果などについてよりわかりやすい方法や表現で情報提供し、市民に対しての説明責任を果たしていく必要があります。
- ・自治体間競争が激化する中で、市の魅力を市外へ発信する「シティプロモーション」に取り組んでいくなど戦略性を高めていく必要があります。

◇行財政改革の推進、行政サービスの維持

- ・これまで、積極的な事務権限移譲をはじめとする市民サービスの向上に向けて、行財政改革を進め、行財政基盤の強化を図ってきましたが、本市の将来財政の見通しは、生産年齢人口の減少による市歳入の減収、さらには増大する社会保障関連経費など大変厳しいものとなっています。将来にわたり、持続可能な行政サービスを進めていくため、市税等の自主財源の確保を図り、依存財源に大きく頼らない財政運営を進めるとともに、行財政改革の推進により行政コストの抑制を図るなど、市民サービスの質の向上につなげていく必要があります。
- ・人口構造の変化や情報通信技術の進展など、社会経済情勢の変化を背景に多様化する市民ニーズに的確に対応できる、戦略性の高い組織機構の見直しや人材育成が求められています。
- ・自治体間の広域連携については、人口減少に伴う行政サービスの維持、サービス水準の確保などが求められています。広域的な連携の仕組みを活用した、地域間連携による定住に必要な生活機能の確保・充実を図っていく必要があります。

◇公共施設の総合的な管理の推進

- ・公共施設の老朽化に伴う更新経費の増大が見込まれる中で、公共建築物の総量削減や再編・最適化といった、更新経費の縮減に向けた取り組みが必要となるとともに、既存ストックの利活用も求められています。

＜統計データ＞ 修正版別冊：「まちづくりの主な現状と課題に関する統計データ」参照

- ①財政計画
- ②市税及び地方交付税
- ③扶助費（社会保障関連経費）
- ④第2次笠間市行財政改革大綱実施計画の進捗状況
- ⑤公共施設更新経費
- ⑥人件費と職員数

第2部 基本構想(将来ビジョン)

序章 まちづくりの基本方針

本市では1市2町の合併から10年間、「住みよいまち 訪れてよいまち かさま 〜みんなで創る文化交流都市〜」を将来像として、その実現に向けて、先進性と積極性をもって取り組んできました。

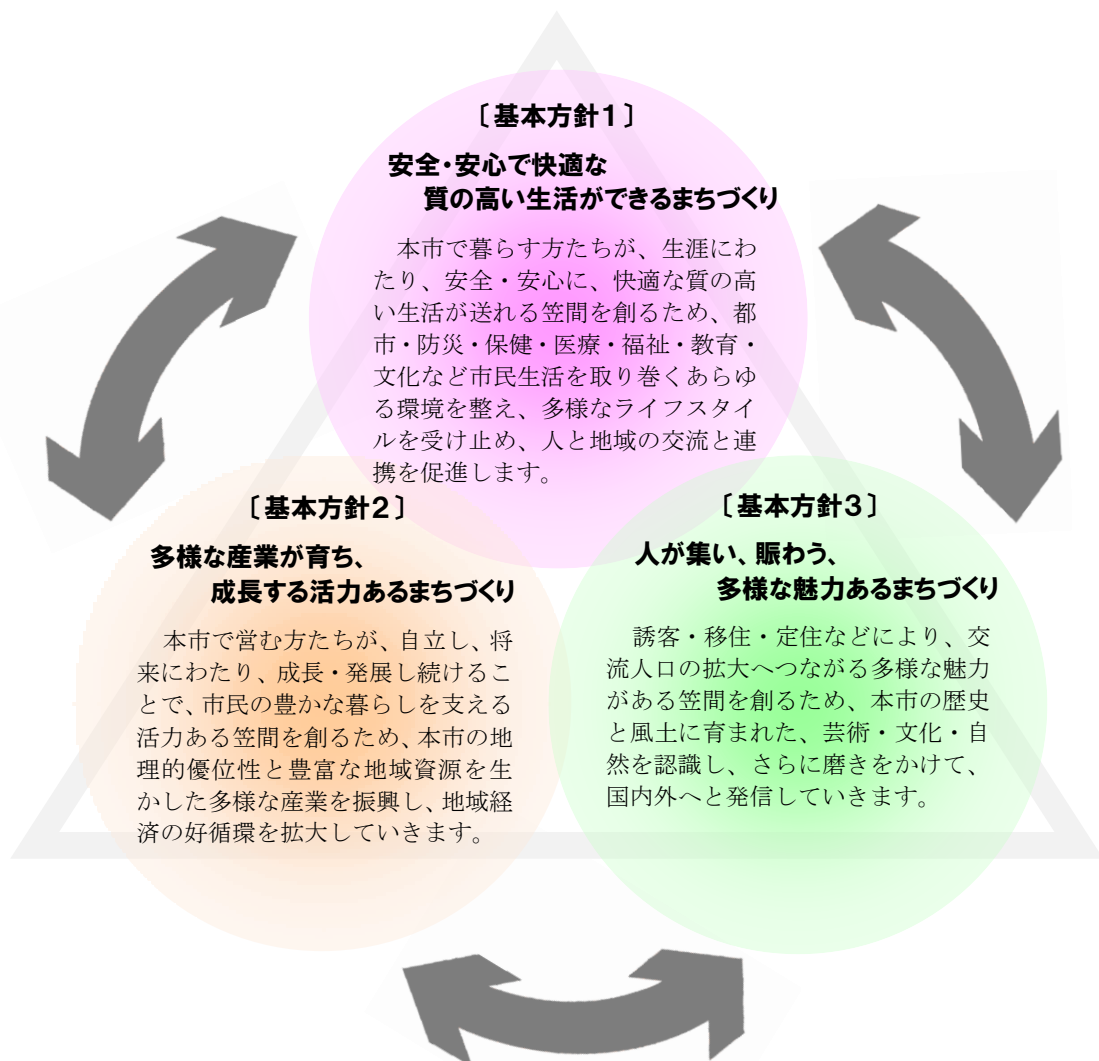
近年、本市を取り巻く環境が、人口減少・少子高齢化という大変厳しい変革期にある中で、将来にわたり成長・発展、持続し続ける「笠間市」を創り、次代へと継承していくためには、本市で暮らし、営み、働く方たちをはじめ、本市に関わりをもつ人と行政が連携し、一体となって、これまで創りあげてきた笠間固有の文化を生かし、本市の地理的優位性を背景に、交流と連携により地域力を高め、将来、直面する様々なまちづくりの課題を克服し、これから10年のまちづくりを進めていく必要があります。

そのため第2次総合計画では、人口減少時代への「新たな挑戦」として、「人口減少抑制」と「地域経済活性化」、「交流人口拡大」に向けて、次の3つをまちづくりの基本方針として、これに基づく将来像を定め、その実現に向けた取り組みを展開していきます。

◎人口減少時代への「新たな挑戦」として

〔人口減少抑制〕、〔地域経済活性化〕、〔交流人口拡大〕

に向けて、まちづくりの3つの基本方針を定めます



第1章 将来像

まちづくりの3つの基本方針である「安全・安心で快適な質の高い生活ができるまちづくり」「多様な産業が育ち、活躍する活力あるまちづくり」「人が集い、賑わう、多様な魅力あるまちづくり」に基づき、次のように本市の目指す将来像を定めます。

〔将来像〕

文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～

本市には、豊かな自然と多彩な芸術、古来より受け継がれてきた伝統、まちの発展を支え続けてきた多様な産業、さらには住みなれた地域での豊かで安心な暮らしなど、先人たちが築き上げてきた固有の文化が息づいています。

そして今、本市がもつ地理的優位性を背景に、それらの文化をさらに磨き、発信し、市内外における交流と連携を促進し、人口減少・少子高齢化という、我々がかつて経験したことのない大変厳しい時代の中で、市民とともに笠間市の未来を拓き、心身とも健やかで、希望を持ち続け、豊かに暮らすことができる「文化交流都市 笠間」の実現を目指します。

第2章 土地利用構想

第1節 土地利用方針

本市の美しく豊かな自然環境や歴史・芸術・文化・農産物などの地域資源、さらには道路・交通ネットワークや位置などの恵まれた地理的優位性を最大限に活用しながら、都市を形成するあらゆる環境を整えることによって、多様なライフスタイルや経済活動などを受け止められる都市づくりを進めます。

また、市民や企業、来訪者、新たな移住・定住者など多様な人や組織の期待に応えていくことで、これらの交流・連携や活動による好循環を促進し、本市の魅力を高め、発信するなど将来にわたり発展・成長・持続する都市の実現に向けた土地利用を進めます。

◎土地利用方針1 集めるための土地利用

- ・首都圏や周辺都市から人と産業と来訪者を本市に集める土地利用を目指します。
- ・市内の市街地や拠点に人や産業などを集積させるための土地利用を目指します。
- ・集めることでお互いの暮らしや営みや活動が便利で快適になり、その相乗効果でさらなる活力が生み出される好循環につなげます。

◎土地利用方針2 つなぐための土地利用

- ・周辺都市の都市機能を利用することによる連携や交流の効果を生む土地利用を目指します。
- ・暮らしや営み、活動の面でつながりが確保できる土地利用を目指します。
- ・市街地と各地域とのネットワークを形成することで効率的で効果的な運用を可能にする土地利用を目指します。

◎土地利用方針3 魅力を高めるための土地利用

- ・だれもが「住みたい」、「また来たい」、「みんなに知らせたい」と思われるような魅力やメリットのある土地利用を目指します。
- ・各地域の特性や個性を活かし、それぞれに応じた役割を発揮できる土地利用を目指します。
- ・市民自らが誇りに思う自然的・歴史的・都市的景観の保全向上を目指します。
- ・余暇や観光面の誘客につながるよう魅力ある歴史的・自然的景観の保全向上を目指します。

第2節 土地利用構想

(1) 拠点の配置

①生活拠点：笠間駅周辺、笠間稲荷周辺、赤坂周辺、友部駅周辺、鯉淵周辺、旭町周辺、岩間駅西周辺、岩間駅東周辺

笠間駅周辺、笠間稲荷周辺、赤坂周辺には、一定の人口集積があり、医療施設や商業施設、福祉施設、さらには高等学校があるなど、市民の生活拠点として位置付けます。本拠点においては、将来的には人口や生活機能の減少が見込まれるため、既存ストック(空き家・空き地など)を活かしつつ、駅周辺や主要なバス路線周辺などの公共交通の利便性が高い場所を中心として、集約的な都市づくりによる活力の維持を図り、市内ネットワークを形成することで機能連携を図り、市民生活の利便性を確保していくことが重要となってきます。

また、市街地西部に涸沼川沿いの低地があるほか、市街地東部に佐白山からつながる傾斜地があり、浸水及び土砂災害の危険性がある土地も見られるため、災害リスクを踏まえた安全な土地利用に向けた取り組みが重要となってきます。

友部駅は、常磐線と水戸線の2つの鉄道が交差するターミナル駅であるほか路線バスが発着するなど、本市にとって交通の要衝であり、本市の玄関口ともいえる交通結節点となっています。さらに友部駅周辺、鯉淵周辺、旭町周辺には、一定の人口集積があり、総合病院をはじめとする医療施設や商業施設、福祉施設、さらには専門学校があることから、市民の生活拠点として位置付けます。本拠点においては、既存ストック（空き家・空き地など）を活かしつつ、駅周辺や主要なバス路線周辺などの公共交通利便性が高い場所を中心として、より一層の都市機能の集積を目指し、集約的な都市づくりによる活力の維持を図り、市内ネットワークを形成することで機能連携を図り、市民生活の利便性を確保していくことが重要となってきます。

岩間駅東周辺、岩間駅西周辺は、一定の人口集積があり、医療施設や商業施設があることから、市民の生活拠点として位置付けます。本拠点においては、将来的には人口や生活機能の減少が見込まれるため、既存ストック（空き家・空き地など）を活かしつつ、駅周辺や主要なバス路線周辺などの公共交通利便性が高い場所を中心として、集約的な都市づくりによる活力の維持を図り、市内ネットワークを形成することで機能連携を図り、市民生活の利便性を確保していくことが重要となってきます。

そのほか、3つの生活拠点の周辺にある郊外住宅団地や集落地における生活利便性の確保と、生活拠点における生活機能のユーザー(需要)の取り込みを図るため、生活拠点における各種生活機能の維持・充実と合わせて、生活拠点と地域を結ぶ生活幹線道路や公共交通手段の確保・存続を図ります。

**②観光・農業交流拠点：笠間稲荷周辺、佐白山周辺、笠間芸術の森公園周辺
北山公園周辺、笠間クラインガルテン周辺、石の百年館、
愛宕山周辺、地場産物販売所（国道 355 号線沿道）**

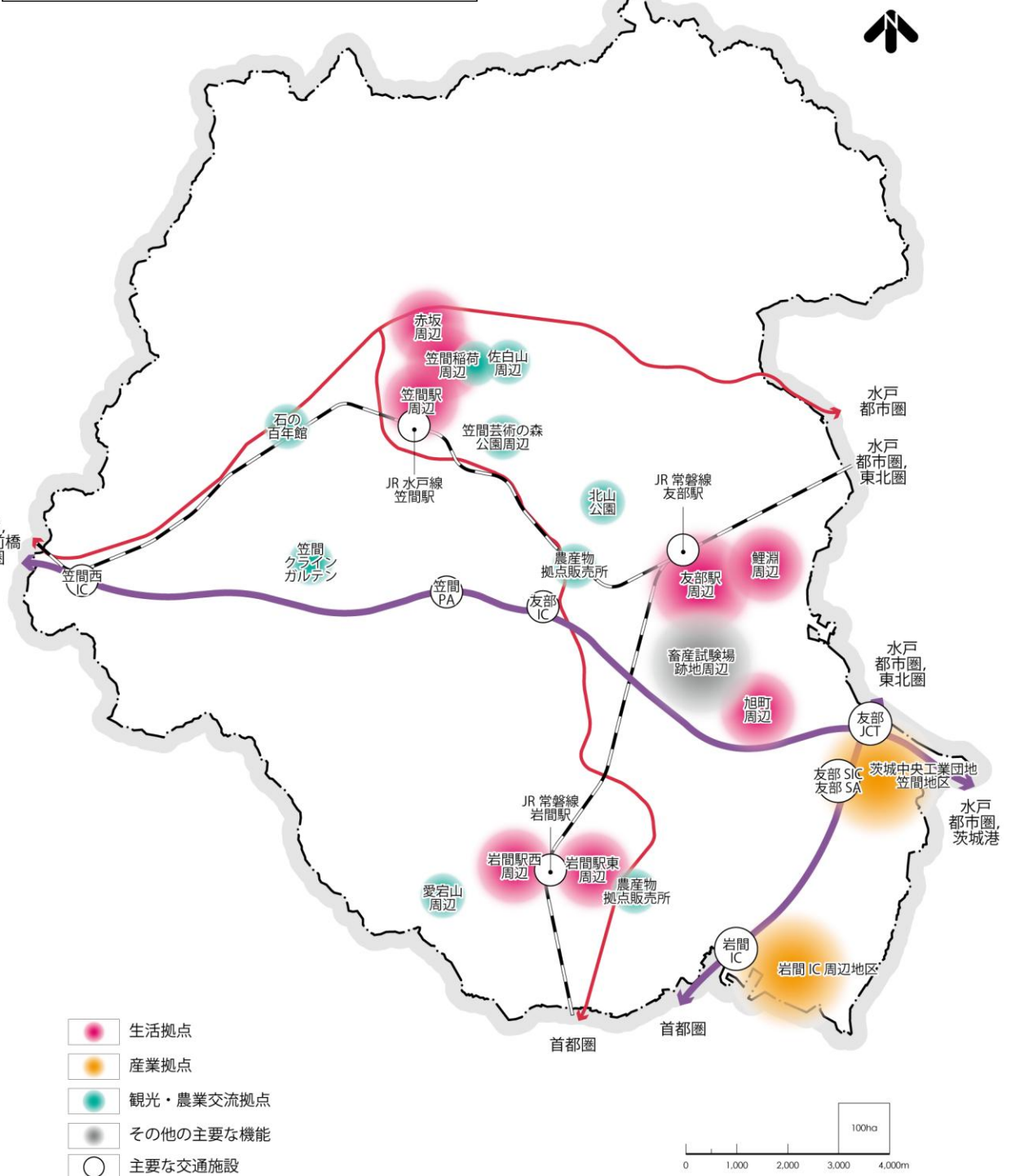
笠間稲荷周辺、佐白山周辺、笠間芸術の森公園周辺、北山公園周辺、笠間クラインガルテン周辺、石の百年館、愛宕山周辺、地場産物販売所（国道 355 号線沿道）では、歴史・文化・自然・農業などに関連する地域資源を活用した拠点形成されていることから、「観光・農業交流拠点」として位置づけ、これらの地域資源を活かし、市民や企業、来訪者などの多様な人の交流により活力を育むことを目指します。

③産業拠点：茨城中央工業団地（笠間地区）、岩間 IC 周辺地区

茨城中央工業団地（笠間地区）と岩間 IC 周辺地区では、いずれも高速道路 IC に近接しており、計画的な整備が行われていることや土地利用が転換されたことにより、大規模な一団の用地がストックされていることから、「産業拠点」として位置づけ、既存の企業に加えて新たな企業の立地を図ることで経済活動や産業活動の核となることを目指します。

④その他の主要拠点：畜産試験場跡地周辺

拠点の配置



①自然的ゾーニング

丘陵地・盆地ゾーン

水郷筑波国定公園や吾国・愛宕県立自然公園区域に指定されている筑波山系の山地・丘陵地と国見山や仏頂山からなる八溝山系の山地・丘陵地を中心とする“丘陵地・盆地ゾーン”を配置し、森林や里山の自然環境や景観の保全を図りつつ、盆地に広がる笠間市街地や集落地などの都市環境や生活環境を適切に維持します。

平坦地ゾーン

涸沼川及びその支川沿いの低地やその周辺に広がる台地を中心とする“平坦地ゾーン”を配置し、水田や畑地の営農環境や集落環境の保全を図りつつ、駅やICを擁し交通利便性に恵まれた市街地や周辺の集落地などの都市環境や生活環境を適切に維持します。

②社会的ゾーニング

生活機能強化ゾーン

鉄道駅を中心として市街地が形成され、日常生活に必要な機能や都市基盤施設が整備され居住環境に恵まれた特性を活かし、笠間駅周辺と岩間駅周辺に“生活機能強化ゾーン”を配置し、居住機能を中心に生活機能のいっそうの充実を図ることで、その周辺の“自然環境・里山生活保全ゾーン”の集落地などとの連携促進により、市民全体の生活利便性を維持・向上させていきます。

都市機能強化ゾーン

ターミナル駅である友部駅や高速道路JCTやIC、SAを有し、首都圏や水戸都市圏に直結または近接する条件の下で、災害リスクの少ない平坦な開発余地を擁する位置特性を活かし、“都市機能強化ゾーン”を配置し、本市の都市的発展を牽引するような都市機能を積極的に誘導していきます。

企業立地推進ゾーン

複数の高速道路ICや周辺都市の港湾・空港に近接するなどの交通利便性にあって、既存の工業団地群などの集積する“企業立地推進ゾーン”を配置し、さまざまな企業立地を積極的に推進することで、本市の経済面や雇用面での魅力を高めていきます。

観光交流強化ゾーン、農業交流強化ゾーン

首都圏を初めとする都市生活者にとって魅力の高い本市の歴史・文化・自然・農業などの地域資源を活かした観光・余暇などの機能を活用した交流を強化する“観光交流強化ゾーン”と“農業交流強化ゾーン”を配置し、良好な景観資源となるよう景観の質的向上と合わせて本市の魅力を高めていきます。

自然環境保全・里山生活魅力向上ゾーン

山地などの良好な森林と集落地と農地で構成されているエリアに“自然環境保全・里山生活魅力向上ゾーン”を配置し、豊かな自然資源の保全や優良農地の確保の観点に加えて、これらの景観と調和する里山生活の魅力を高め発信していきます。

ゾーニング（面的配置）



(3)都市軸の配置及び動線

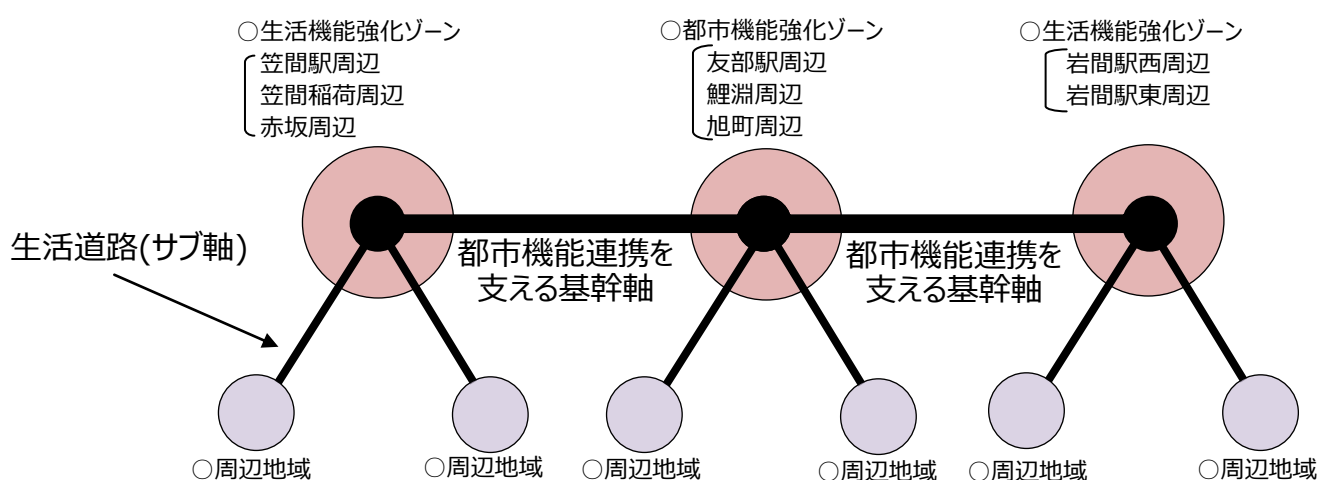
①都市機能連携軸の配置及び動線

都市機能連携軸を支える動線として、「生活機能強化ゾーン」と「都市機能強化ゾーン」をつなぐ鉄道や幹線道路を基幹軸とし、さらに拠点の周辺にある集落地や郊外の住宅団地などと連絡する生活道路をサブ軸として配置し、市内のネットワークの形成を図ります。

また、これらの軸は幅広い市民の日常的な生活に関わる移動を担うことになるため、子どもや高齢者の移動も念頭に置き、交通需要とコストの両面にも配慮しつつ、特に公共交通の維持・充実を図ります。

さらに、これらの軸では市民を中心に日常生活面で高い頻度で利用することになるため、市民などが歩行並びに自転車でも安全で円滑に移動できるよう配慮していきます。

<動線イメージ図>

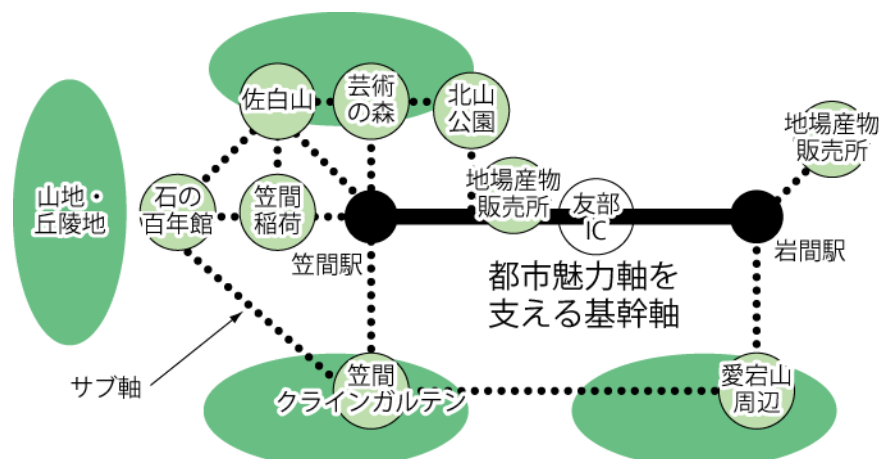


②都市魅力軸の配置及び交通動線

都市魅力軸を支える動線として、笠間駅周辺からインターチェンジなどの広域的な交通結節点を経由して岩間駅周辺に多く集積している観光資源や歴史・文化・農業資源をつなぐ鉄道や幹線道路を基幹軸とし、さらに、その軸につながる山地や丘陵地の自然資源などを結ぶ道路及び散策路などをサブ軸として配置します。

これらの軸では、市外から訪れる観光客などが利用する比率が高いと見られるため、本市の魅力を伝え、発信できるよう、美しい遠景の保全や眺望が楽しめるスポットの充実、わかりやすく統一性のある案内サインの設置などにも配慮します。

<動線イメージ図>



③都市間連携軸を支える動線

広域的な道路・鉄道や交通結節点を介して本市と周辺都市をつなぎ都市間の連携を支える交通動線は、各都市などが持つ役割や機能を勘案し、本市との関係性においてどのような機能について本市が依存するか、逆にどのような機能を本市が提供するか、などの役割分担を念頭におき、それぞれの軸としての性質を明確にして、効果的に機能するよう定めます。

【多機能連携軸】

本市の広域的な位置づけを踏まえると、高速道路や鉄道などの広域交通網によって連絡された都市間連携で形成される都市軸としては、本県で最も骨格的な都市軸である首都圏と本県を連携する軸があることで、首都圏との多様かつ強い連携関係が構築されている。首都圏と本市の関係については、日常的な経済・産業面でのビジネス面での関わりや首都圏に多く集積している各種産業の地方移転などの土地需要面での関わりがあるほか、首都圏の都市生活者の本市への余暇需要や移住・定住などの需要も想定されることから、幅広い関係性を担う動線として「多機能連携」を図ることとします。

県都である水戸市と本市の関係については、水戸市などにある行政・経済・高等教育・医療・商業・芸術文化・就業などの幅広い都市機能面での関わりがあるため、「多機能連携」を図ることとします。

北関東3県における広域連携については、北関東軸を介して県庁所在地などの相互連携の必要性が高まりつつあります。北関東3県の拠点都市群と本市の関係については、今後、地方分権や地方自立などの政策と相まって、幅広い分野での連携が促進されると見られることから、「多機能連携」を図ることとします。

さらに、真岡市や益子町、茂木町、城里町などの栃木東部・茨城北西部については、陶芸やモータースポーツなどを介した観光・レクリエーション面での回遊行動に加えて、広域行政の観点からの自治体連携など、「多機能連携」を図ります。

【余暇連携軸】

本市周辺地域に目を向けると、つくば・筑波山周辺地域方面から茂木・益子などの栃木県東部・日光方面や県北山間部地域が有する自然・歴史・文化系資源を活用し、これらにつながる回遊型の観光・レクリエーションの流れがあるため、周辺都市における観光・レクリエーション振興策などとの整合を図りながら、観光立国としての外国人観光客誘致も念頭におきつつ、「余暇交流」を図ることとします。

【生活連携軸】

水戸市を中心とする都市圏において本市は居住地の役割を担っており、近年は、特に鯉淵地区や旭町など友部駅周辺への移住・定住が増加している傾向にあります。このため、友部市街地周辺の居住者の日常的な通勤・通学・買い物などの生活面での水戸方面への連絡を担う「生活連携」を図ることとします。

【空路連携軸】

本市南東部に位置する空の玄関口である茨城空港に接続する本市では、本市と諸外国を連絡する役割を担い、経済・産業や余暇などの面での「空路連携」を図ることとします。

特に、我が国における観光立国戦略やアジア各国の好景気などから訪日外国人が増加しつつあるため、上記の栃木東部方面などと連絡する余暇連携軸との関係も含めて連携強化を図ります。

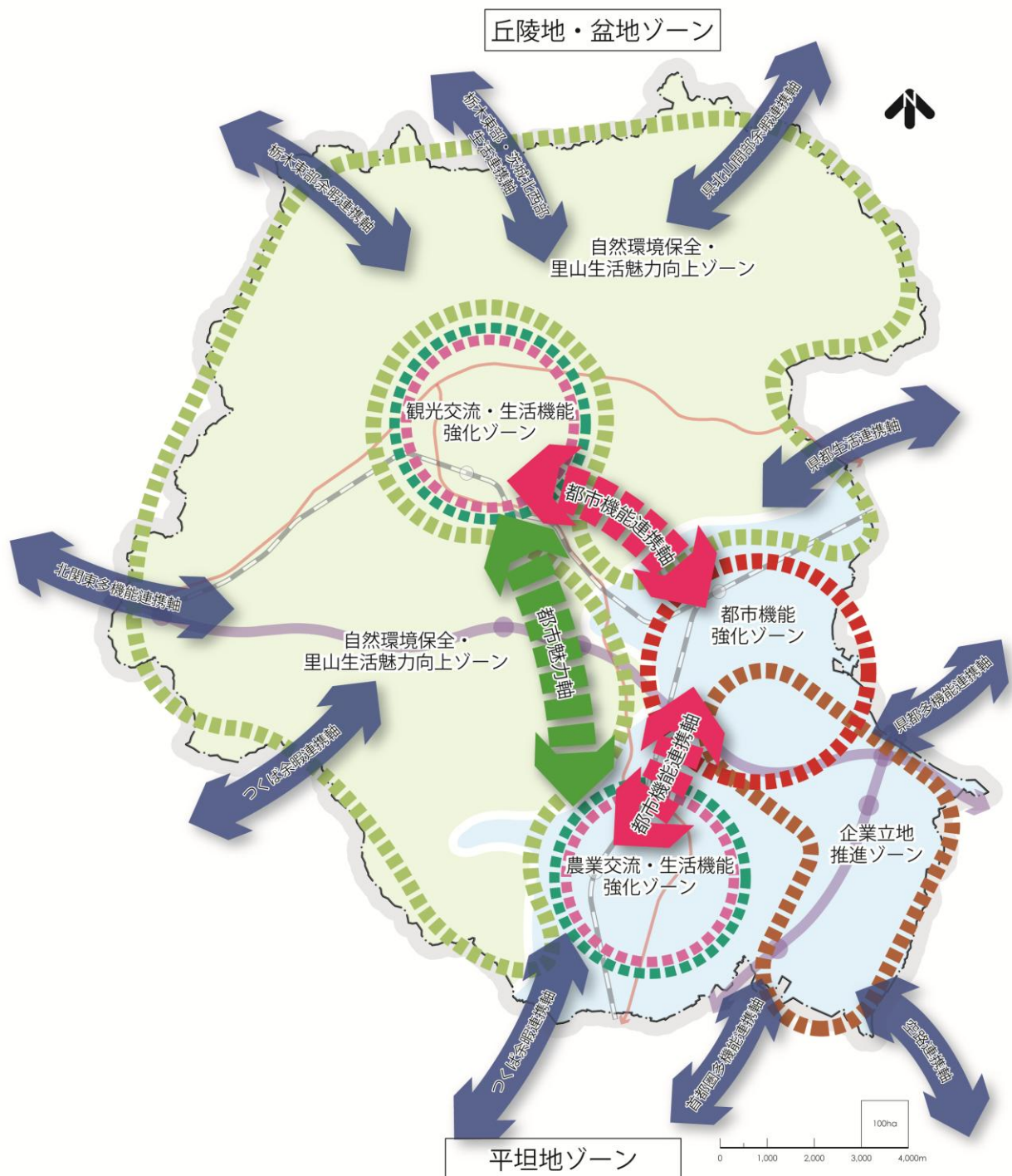
都市軸の配置



(4)土地利用構想図

本市の土地利用に関する現況と課題や方針等を踏まえ、将来像実現に向けた、本市の土地利用構想図を次のとおり定めます。

土地利用構想図(案)



第3章 施策の大綱

将来像実現のための施策大綱を次のとおり定めます。

〔将来像〕	〔政策〕 将来像実現に向けた7つの柱 ※7政策/45施策
〔将来像〕 文化交流都市笠間 ～ 未来への挑戦 ～	第1章 都市基盤 ①活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります 拠点・市街地整備 公共交通 空き家・空き地対策 ②快適と安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります 道路・河川 公園・緑地 景観 上水道 生活排水
	第2章 生活環境 ①安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります 防災・危機管理 消防・救急 防犯 交通安全 消費者行政 斎場・墓地 ②豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります 環境保全・公害防止 廃棄物対策
	第3章 健康・福祉 ①子どもを産み育てやすい環境を整えます 子ども・子育て支援 ②だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます 保健・医療 社会保障 ③相互に支えあい、優しさと心が通い合う地域をつくります 地域福祉 障害者福祉 高齢者福祉
	第4章 産業 ①新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます 企業誘致 雇用・労働環境 ②地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります 観光 地場産品 農林業 商業 工業
	第5章 教育・文化 ①未来を拓く子どもを育みます 幼児教育 学校教育 青少年育成 ②心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます 生涯学習 芸術・文化 スポーツ
	第6章 地域づくり ①多様な主体が力を発揮し、つながり、暮し続けることができる地域をつくります 市民協働・地域コミュニティ 女性活躍推進 国際化 人権尊重 移住・交流 ライフイベント
	第7章 自治体運営 ①スリムで効率的な自治体運営をめざします 広報・広聴 行政運営 財政運営 公共施設等管理 広域行政

施策の大綱に基づき、本市の目指す将来像である「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」の実現に向けて、次の7つの政策を柱として定め、今後のまちづくりに取り組んでいきます。

第1章 都市基盤

①活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります

本市の恵まれた交通環境と地理的優位性を最大限に生かし、市内外の活発な交流によって賑う拠点の形成に取り組んでいきます。

市街地の活力の維持・向上に向けて、生活機能を強化し、都市機能の集積を図り、市街地の魅力と機能を高めます。また、公共交通と連携しながら、市街地と地域のネットワーク形成に向けた取り組みを進めます。

市街地を中心に市内に点在し、将来増加すると予測される空き家・空き地等の既存ストックについて、利活用を推進するとともに、防犯・防災面からの適正な管理を進めます。

◎構成施策：拠点・市街地整備、公共交通、空き家・空き地対策

②快適と安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります

市内外の交流と連携による市民生活と経済活動を支える道路について、ネットワークの強化や、危険・狭隘箇所、混雑箇所の解消を進めます。また、集中豪雨による浸水害対策として、雨水排水対策を継続的に進めます。

市民の憩いの場であり、交流の場となる市街地の公園や、本市のスポーツ拠点となる総合公園、芸術・文化の発信基地であり、多様な機能をもつ笠間芸術の森公園等について、公園機能の向上を目指すとともに、利用者の安全確保に向けて、施設の老朽化対策に取り組めます。

森林や里山の景観の保全を進めるとともに、市街地における都市景観の向上を図ることで、市民をはじめ、滞在者や来訪者が快適に過ごせる景観形成に努めます。

快適な市民生活や活発な産業活動を支え、自然環境の保全・形成に向けて、安全・安心な水の安定供給や生活排水の適正な処理を進めていきます。また、災害に強い施設整備を進めるとともに、施設の長寿命化に取り組めます。

◎構成施策：道路・河川、公園・緑地、景観、上水道、生活排水

①安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります

市民が安全に暮らし続けられる環境を構築するため、風水害や地震、原子力災害等の発生に備え、国や県、周辺自治体や関係機関をはじめ、行政区や自主防災組織等などの地域組織との連携協力体制の強化を図りつつ、迅速かつ正確な情報提供や応急対策を可能とする防災基盤を整えるとともに、市民の防災意識の持続・向上を図り、総合訓練等により災害時の対応力の向上を図るなど、地域の防災体制を強化します。

また、市民が安心して暮らし続けられるよう、消防・救急体制や、市民の身近に発生する犯罪への防犯体制、交通安全対策の強化・充実を図るとともに、複雑・多様化する詐欺などの消費生活に関わる犯罪を未然に防ぐため、意識啓発や相談体制の充実を図ります。

◎構成施策：防災・危機管理、消防・救急、防犯、交通安全、消費者行政、斎場・墓地

②豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります

本市の美しく豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境の構築に向けて、市民・事業者・滞在者・来訪者・行政のパートナーシップのもと、豊かな自然と共生する水と緑の里の実現を目指します。

さらに、住み心地がよく健やかな生活環境の構築に向けて、大気・水質・土壌・騒音等の市民生活を取り巻く環境を監視し、公害の未然防止に努めます。

また、環境学習を充実し、環境保全意識の醸成を図ることで、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境にやさしいライフスタイルの実践へとつなげ、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

◎構成施策：環境保全・公害防止、廃棄物対策

①子どもを産み育てやすい環境を整えます

安心して子どもを産み、次世代を担う子どもがより健やかに育まれるためには、子どもや親のおかれている環境に応じて、地域や関係機関との連携を基に、良質かつ適切な子育て支援、保育・教育を総合的に提供する支援体制の充実を図ることが必要です。子育て世代包括支援センターを核として、相談や情報の提供、交流の場づくり等、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援体制の取り組みを推進していきます。

地域の子育て支援機能の充実を図ることにより、子育ての孤立感や不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援し、子育てしやすい地域づくりを目指します。

◎構成施策：子ども・子育て支援

②だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます

「健康都市かさま宣言」のもと、市民と行政が一体となって、都市を構成するすべての分野における活動と連携をとおして、相互に支え合い、健康な生活を送り続けることができる、安全・安心なまちづくりをさらに推進していきます。特に生活習慣病の発症予防や重症化予防への健康づくり事業を展開し、健康寿命の延伸を目指します。

また、市立病院の「地域医療センター」のリニューアルにともない、保健・医療・福祉が一体となり、市内医療機関や福祉施設及び県立中央病院や県立こころの医療センターとの連携を充実させ、包括的な地域の在宅医療体制のさらなる充実を図ります。

人口減少・少子高齢化の本格化による社会保障関連経費の増大に備え、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の財政健全化に努めます。

◎構成施策：保健・医療、社会保障

③相互に支えあい、優しさと心が通い合う地域をつくります

医療・介護・福祉・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のコーディネート機能と支援体制を強化し、さらなる充実を図ります。

また、地域コミュニティの重要性を再認識し、地域福祉を支える人や団体の育成に努め、支援を必要とする人を地域全体で支え合う体制づくりをすすめます。

さらに、ノーマライゼーションの理念の基、支援を必要とする人が、安心して生活でき、かつ積極的に社会参加をし、生きがいを見いだせるような環境づくりに努めます。併せて、障害と障害者に対する正しい理解を浸透させ、差別のない社会の実現に向けた取り組みを強化してきます。

加えて、福祉・医療関係機関との連携強化を図り、在宅ケアを推進するため「在宅医療介護連携支援センター」の設置に向けて取り組むとともに、高齢者の豊富な経験を生かし、担い手となる高齢者の人材育成を図ると共に、ニーズに合った生活支援・介護予防事業を行います。

◎構成施策：地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉

①新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます

本市の地理的優位性を生かし、既存の工業団地や大規模公有地等への積極的な企業誘致を推進し、地元雇用に結び付く優良企業や本市経済への波及効果の高い企業を誘致することで、新たな活力の創造を図ります。

また、働き方が多様化、多世代化し、働き方改革の機運が高まる中で若い世代、女性、障害者、高齢者等の就業の場を創出するとともに、誰もが安心して働き、力を発揮できる労働環境の実現を図ります。

◎構成施策：企業誘致、雇用・労働環境

②地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

将来にわたり、本市が成長し続けていくため、活力ある産業を創出し、地域の経済活性化に向けて、地域産業の成長、持続に貢献する産業人材の育成に向けた支援に取り組みます。観光都市としての魅力を向上させるとともに、恵まれた広域交通基盤を活用した広域連携、外国人旅行者の受入れ体制や滞在時間の延長のための取り組みを進め、交流人口の拡大を図ります。

笠間焼やみかげ石、地酒、笠間の栗をはじめとする本市の地場産品の開発支援やブランド力を向上し、国内外への販路拡大を図ります。

担い手の育成や法人化等による経営基盤の強化を促進し魅力的で力強い農業を目指します。また、本市の中核を担う中小企業への育成・支援に取り組みます。

◎構成施策：観光、地場産品、農林業、商業、工業

① 未来を拓く子どもを育みます

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、「生きる力」を育むことが重要であり、本市では「役に立つ人づくり、郷土を愛する人づくり、心身ともに健康な人づくり」を基本に、未来を担う子どもたちの育成に向けて取り組みます。

幼児教育では、幼児期から小学校への円滑な接続を図るなど就学前教育の充実に努めます。

学校教育では、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育むことを重点に、特別支援教育の充実、英語教育や郷土教育、ICTを活用した情報教育など、時代の要請に応える教育や、キャリア教育を推進します。

また、家庭、地域、学校の連携強化を図り、地域とともにある学校づくりを進めるため、地域で取り組む教育活動を推進するとともに、安心して快適に学ぶことのできる学習環境の充実・向上を図ります。

◎構成施策：幼児教育、学校教育

② 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます

心の豊かさや生活の質の向上に向けて、学ぶ機会を創出するとともに、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいのある生活が送れるよう、図書館の多機能的な役割を構築するなど、生涯学習環境の充実に努めます。

また、優れた芸術・文化に気軽に親しむ機会の充実を図り、豊かな感性を育むとともに、本市の歴史と風土が育んだ、笠間焼などの伝統工芸や、祭り・郷土芸能など地域の文化的資源を継承し、郷土を愛する意識の醸成を図ります。さらに文化財の調査・研究に努め、適切な保護・活用を推進します。

2019年の「いきいき茨城ゆめ国体」、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」を契機に、市民のスポーツ意識の高揚を図るとともに、スポーツ活動の充実や、ライフステージに応じた多様なスポーツ機会の拡充に取り組みます。

◎構成施策：生涯学習、芸術・文化、スポーツ

①多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らしつづけることができる地域をつくります

市民と行政の信頼関係のもと、市民の社会貢献や自助・共助・公助についての意識を高めるとともに、まちづくりへの理解を深め、一人ひとりの社会参加を促進します。また、市民交流センター等を核として、人と活動とを結びつけ、多様な主体が集い、地域の賑わいを創出します。地域コミュニティ活動の維持・活性化に向けて、市民と行政の連携・協力関係をさらに強め、市民自らの発想と自らの手により自主的、主体的に地域づくりや課題解決に取り組めるよう支援していきます。

男女が個人として尊重され、その能力を充分に発揮できるよう、あらゆる分野での共同参画を促進するとともに、「女性の力」が十分に発揮され、すべての女性が輝く社会を目指します。さらに人権尊重の普及啓発や人権擁護体制の充実に努めます。

また、国際交流、他文化共生の進展をめざし、市内に在住する外国人や本市に来訪する外国人との交流の機会づくりを推進するなど、身近な国際交流を進め、相互理解に努めます。

様々な交流の場を生かしながら、「人」のネットワークを形成し、それらを通じて、笠間ならではの多様な魅力や暮らしを効果的に発信するなど、移住の促進及び支援の充実に図ります。

また、若い世代や子育て世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるため、多様なニーズ把握のもと、人生のライフイベントにおいて、分野連携による切れ目のない充実した支援を行っていきます。

◎構成施策：市民協働・地域コミュニティ、女性活躍推進、国際化、人権尊重、
移住・交流、ライフイベント※

①スリムで効率的な自治体運営をめざします

市民と行政の信頼関係を築き、情報の共有ができるよう、市民が真に必要なとする情報をわかりやすく迅速に提供する広報活動を推進するとともに、シティプロモーションを推進します。また、市民の意見や要望を的確に把握できる広聴活動の充実を図ります。

地方分権時代に即した都市の構築に向けて、日々変化する社会情勢や複雑・多様化する市民ニーズに対応した施策を展開するため、行財政改革を推進し、市政運営の基礎となる財政基盤の強化を図り、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に取り組みます。また、将来課題に対し、的確に対応できる行政組織体制を確立するため、戦略性の高い組織機構の見直しや市職員の育成を推進します。

公共施設の老朽化問題に対し、長期的な見通しのもと、効率的かつ効果的な更新・維持に努めるとともに、都市づくりと一体となった再編・更新の推進や既存ストックの利活用を図ります。

国や県、周辺自治体、大学、民間企業等との連携協力体制をさらに強めるとともに、水戸市を中心とする広域圏での相互連携を進め、生活機能の維持・向上など、圏域の活力を創出します。

◎構成施策：広報・広聴、行政運営、財政運営、公共施設等管理、広域行政